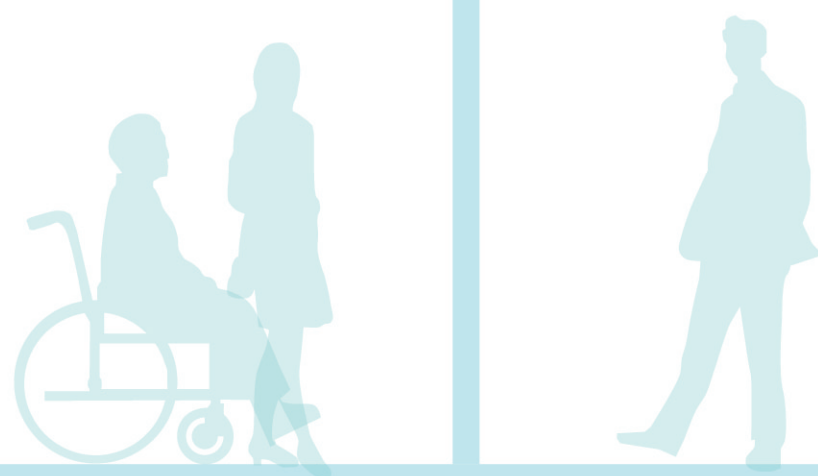




← 栃木市役所
300m Tochigi City Hall

← 栃木駅
600m Tochigi Sta.

栃木文化会館 ↑
Tochigi Cultural Hall 1km



栃木市公共サインガイドライン

平成 27 年 3 月



目 次

1	公共サインガイドライン策定の趣旨	1
1-1	ガイドラインの趣旨 -----	1
1-2	ガイドラインの対象地域 -----	1
1-3	ガイドラインの適用範囲 -----	2
2	サインシステム	3
2-1	サインシステムの考え方 -----	3
2-2	配置の考え方 -----	6
2-3	配置のための注意点 -----	7
2-4	主要な道路及び交差点 -----	8
3	サインの表示基準	10
3-1	デザインの方針 -----	10
3-2	サインごとのデザインの考え方 -----	11
3-3	使用書体 -----	13
3-4	文字の大きさ -----	14
3-5	言語表記 -----	15
3-6	ピクトグラム -----	19
3-7	色彩 -----	21
3-8	矢印 -----	22
4	標準仕様	23
4-1	案内サインの標準仕様 -----	23
4-2	誘導サインの標準仕様 -----	33
4-3	位置サインの標準仕様 -----	35
5	維持管理	36
5-1	維持管理の考え方 -----	36
5-2	維持管理内容 -----	36
5-3	維持管理体制 -----	37
5-4	維持管理台帳 -----	37

栃木市公共サインガイドライン	サイン掲出例	39
総合案内サイン	-----	41
地域案内サイン	-----	43
誘導サイン(歩行者系)	-----	45
位置サイン(歩行者系)	-----	45
誘導サイン(車両系)	-----	47
位置サイン(車両系)	-----	49
 参考資料		 51
標準案内用図記号	-----	53
障がいに関係したピクトグラム	-----	61
ISO 規格による案内用図記号	-----	62
多言語表記について	-----	64
色彩について	-----	66
 関係法令等		 69
道路標識、区画線及び道路標示に関する命令	-----	71
道路構造令	-----	72
道路標識設置基準・同解説	-----	73
公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン	-----	74
高齢者・障害者配慮設計指針	-----	75
附属物（標識、照明施設等）点検要領	-----	76

1 公共サインガイドライン策定の趣旨

1-1 ガイドラインの趣旨

本市は、平成26年3月に策定した「栃木市公共サイン整備方針」に基づき、「市民」や「観光や業務のために本市を訪ねる方々」等（以下、「利用者」という。）を公共施設へ円滑に「案内」「誘導」するため、市が設置する「サイン」（以下、「公共サイン」という。）の技術指針である「公共サインガイドライン」を策定しました。

本ガイドラインは、「公共サイン」のあり方を示し、利用者に必要な情報を正確に伝え、円滑な「案内」「誘導」をすることを目的とし、「公共サイン」の効果的な「整備」と「管理」を行うためのものです。

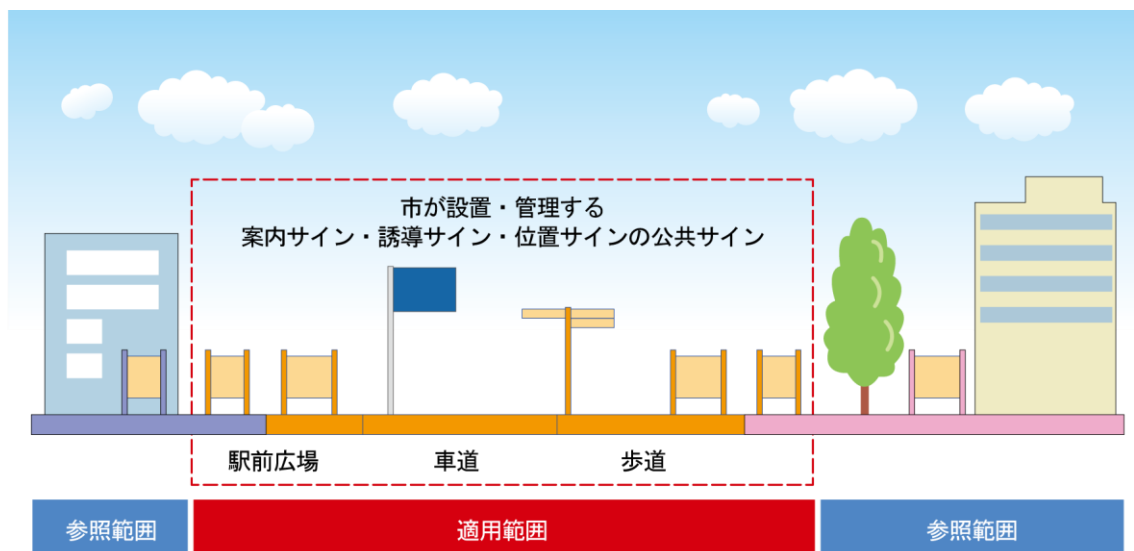
1-2 ガイドラインの対象地域

本ガイドラインの対象地域は、栃木市全域とします。

1-3 ガイドラインの適用範囲

本ガイドラインは、公共サインを既設、新設に限らず、車道、歩道、駅前広場や公共施設等に設置する場合を適用範囲とします。

[ガイドラインの適用範囲]



■適用を除外するサインについて

- ・国、県等の道路管理者が設置する「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（道路標識令）に規定された標識
- ・公共交通事業者が交通施設敷地内に設置・管理するサイン
- ・公共施設等の管理者が敷地内に設置・管理する説明サイン
- ・他法令等により配置や表示形態が定められているサイン

また、公共サインを以下のように分類し、「案内サイン」、「誘導サイン」及び「位置サイン」を適用の対象とします。

案内サイン	誘導サイン	位置サイン	説明サイン
			
地域全体の中での位置関係、状況等を伝える案内機能を持つもの	対象物の方向、距離を伝える機能を持つもの	その場所の地名、施設名を示し、認識する機能を持つもの	施設案内用の説明等を告知、解説機能を持つもの

2 サインシステム

2-1 サインシステムの考え方

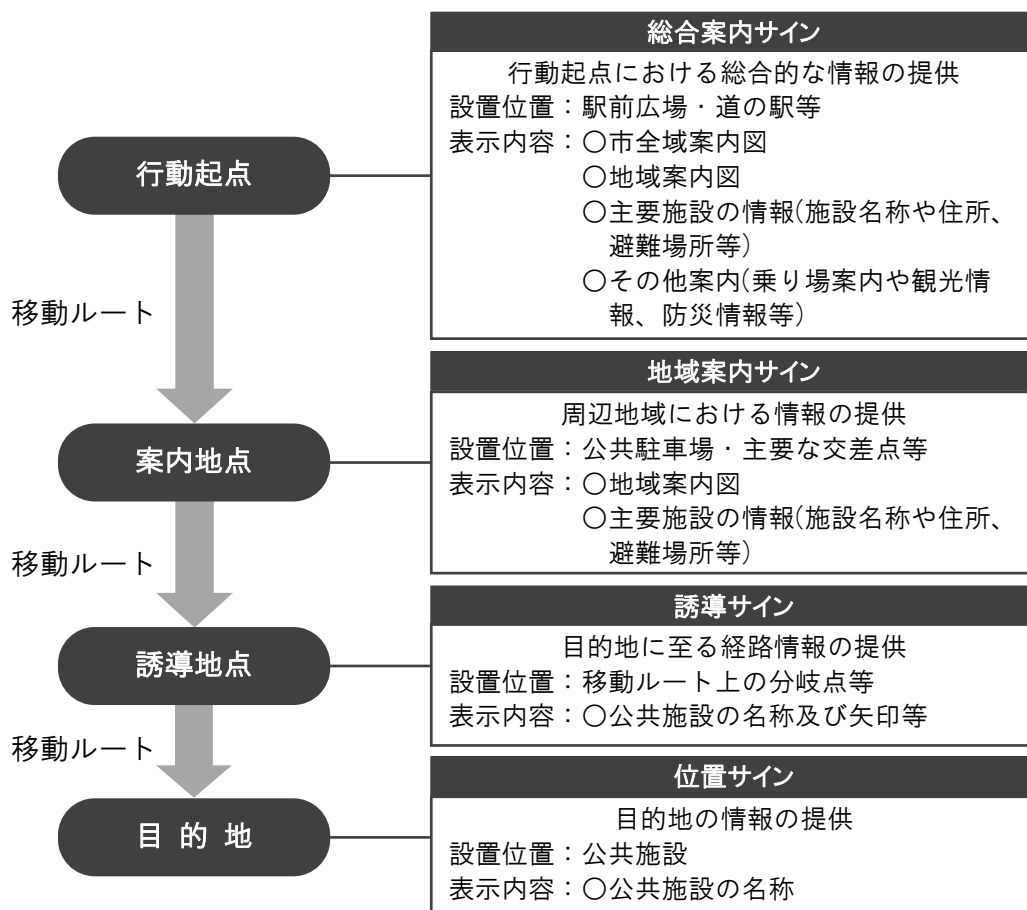
「公共サイン」は、利用者の行動起点から目的地までの移動ルート上に、必要なものを必要な場所に適宜配置することで、「公共サイン」としての機能を有効に発揮できます。行動起点から目的地までの間で、安全で安心して円滑に移動するために、必要に応じて歩行者系と車両系のサインを明確に区分し、配置する仕組みのサインシステムとします。

■歩行者系のサイン

歩行者系のサインは、市街地の歩行者通行量の多い場所に設置することとし、周辺には様々な視覚的要素の散在が想定されるため、これらに埋没することなく、また、周辺の都市景観に配慮しながら、周辺施設への「案内」「誘導」や情報提供等を行います。

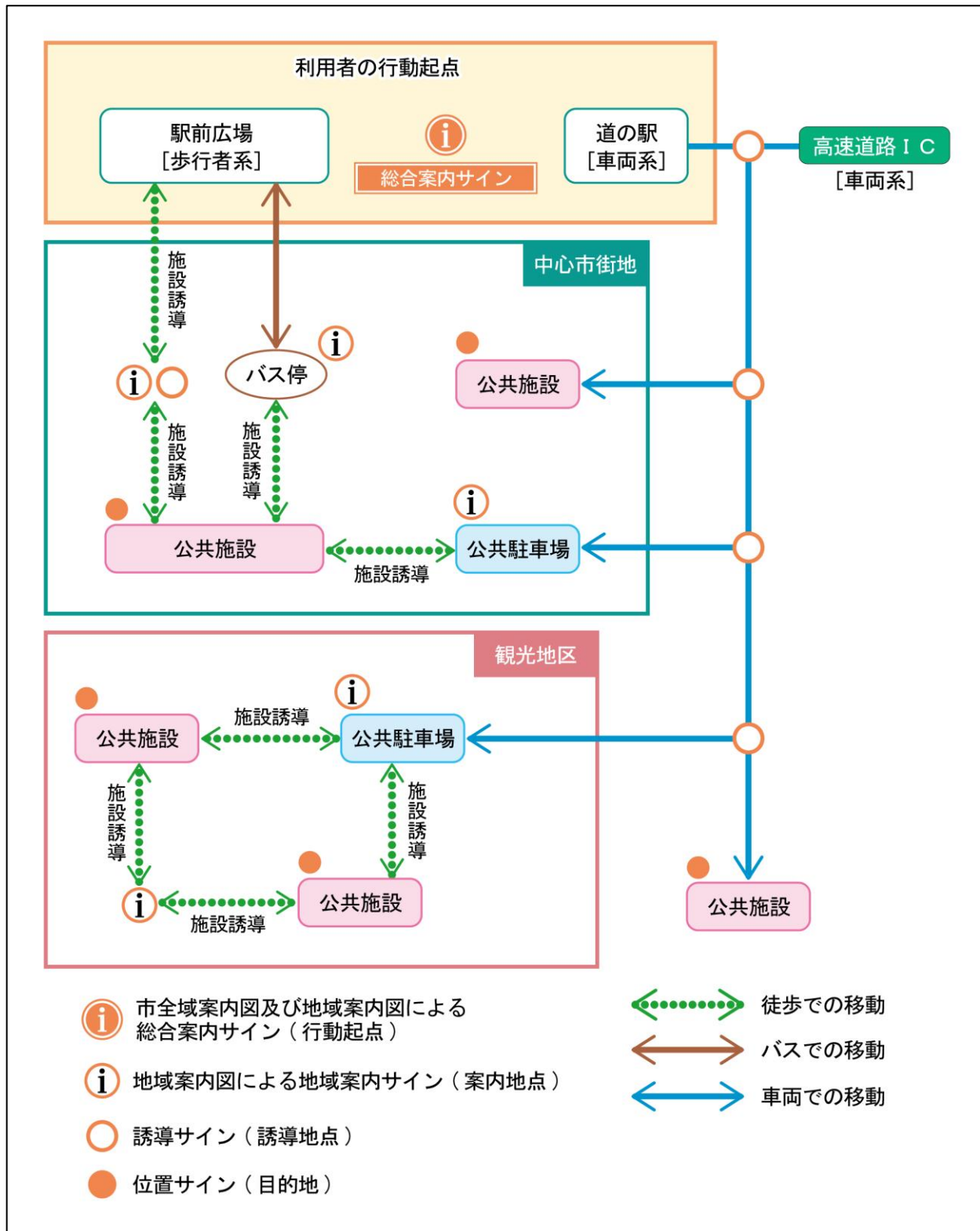
■車両系のサイン

車両系のサインは、主要な道路の車道上に設置することとし、国や県等の道路管理者が設置している既存の案内誘導標識と設置場所が重複する可能性があるため、道路交通の安全確保等の支障とならないよう、周辺の都市景観にも配慮しながら、設置位置を選定し、道路管理者との協議を行い、公共施設等への円滑な誘導を行います。

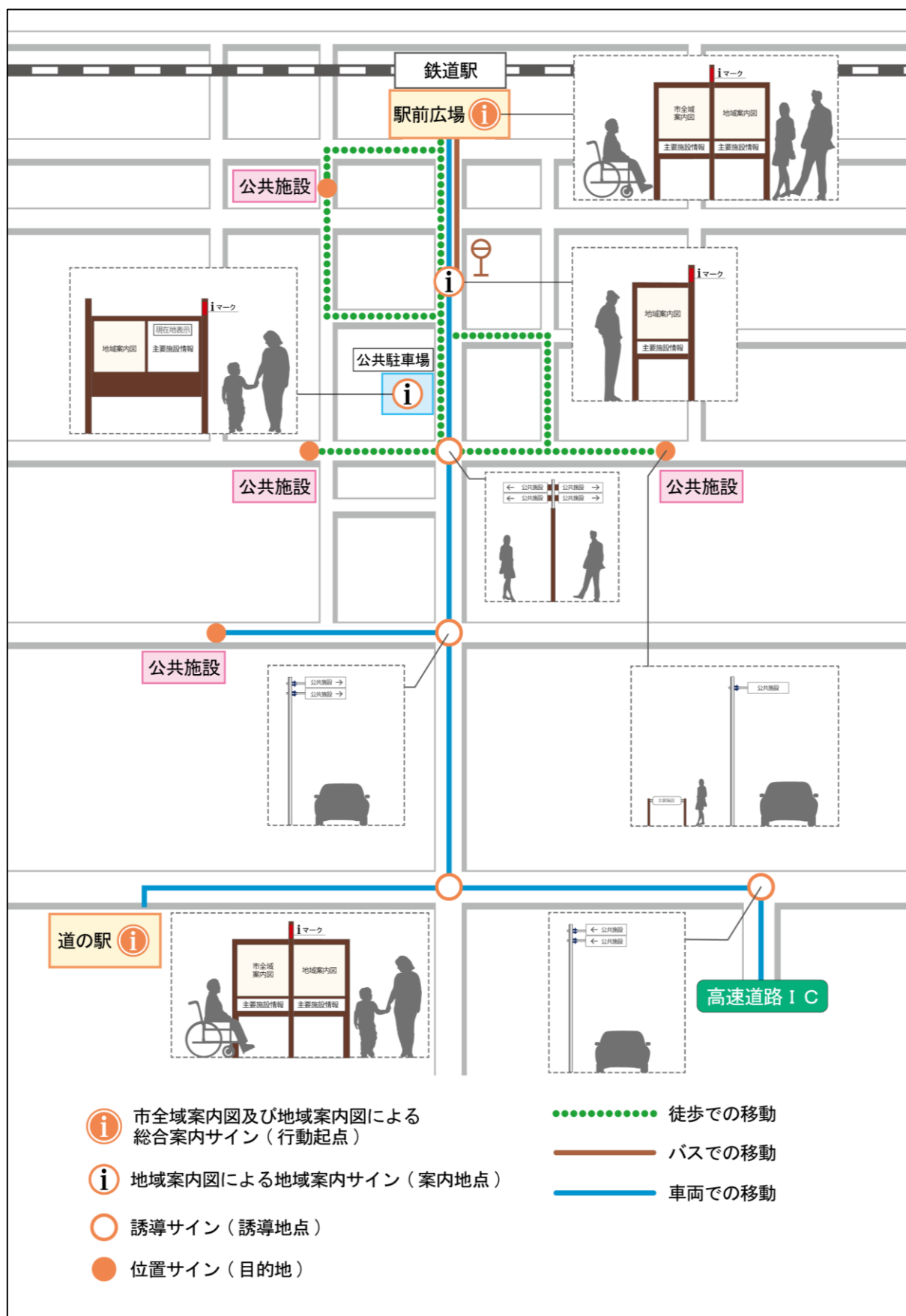


■サインシステムに基づく配置

サインシステムに基づき、行動起点では市全域案内図及び地域案内図、優先的に誘導すべき公共施設等総合的な情報を提供し、途中の移動ルート上の案内地点や誘導地点では地域案内図や主要施設の情報、目的地では利用者が到着したことを確認できる公共施設の情報を適切に配置します。



[サインシステムに基づく配置イメージ]



2-2 配置の考え方

- ・利用者を円滑に目的地に誘導できるように、行動起点から目的地まで「必要なものを必要な場所」に適宜配置することを基本とし、利用者が現在地を正確に把握し、目的地までの方向と距離を認識して、適切に目的地に到着できるように配置します。ただし、必要と思われるサインの設置数は最小限とします。
- ・行動起点となる駅前広場及び道の駅等に総合案内サインを配置し、必要に応じて移動ルートの主要な道路及び交差点（分岐点）にも地域案内サインを配置します。
- ・利用者が行動起点から目的地までスムーズに移動できるよう、分岐点において適切に誘導サインを配置します。
- ・利用者が目的地に到着したことをはっきりと認識できるよう、位置サインを配置します。
- ・サイン設置場所の有効利用や都市景観への配慮から、地域案内サインと誘導サインが近接して設置される場合は、できるだけサインを一体的に配置します。
- ・歩行者や車両の安全に十分配慮し、歩行者の移動の障がいや車両に対する死角とならない配置とします。

[配置の基本的なイメージ]

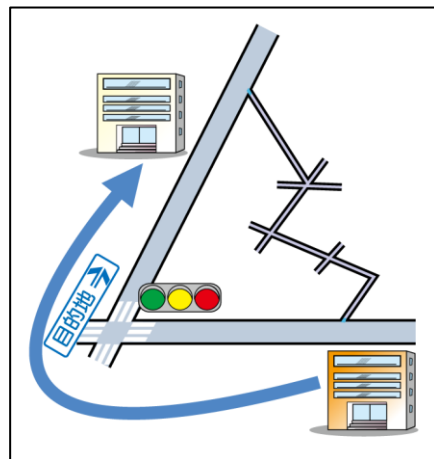


2-3 配置のための注意点

本ガイドラインに基づき設置される公共サインにより、利用者にとって余計に分かりづらくなったり、利用者が惑わされないよう、配置のための注意点を以下のとおり定めます。

■適切な移動ルートを設定します。

目的地に円滑に「案内」「誘導」するため、最短ルートではなく、主要な道路及び交差点を移動ルートに設定します。

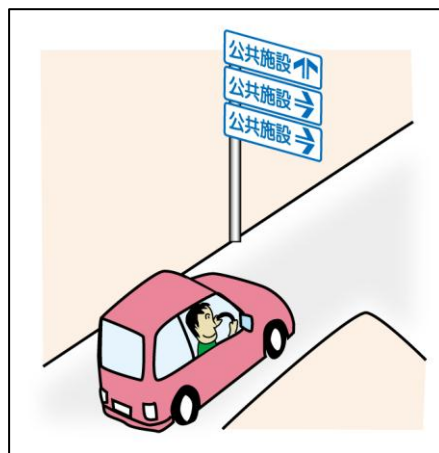


■情報が途切れないようにします。

利用者に「不安」や「迷い」を抱かせないように、適宜誘導サイン等を設置し、情報が途切れないようにします。

■過剰な情報提供は避け、必要な情報を提供します。

市内各所の案内を数多く誘導することは、利用者にはかえって分かりづらいものとなります。優先的に誘導すべき公共施設を検討し、過剰な情報の提供は避け、必要な情報を提供します。

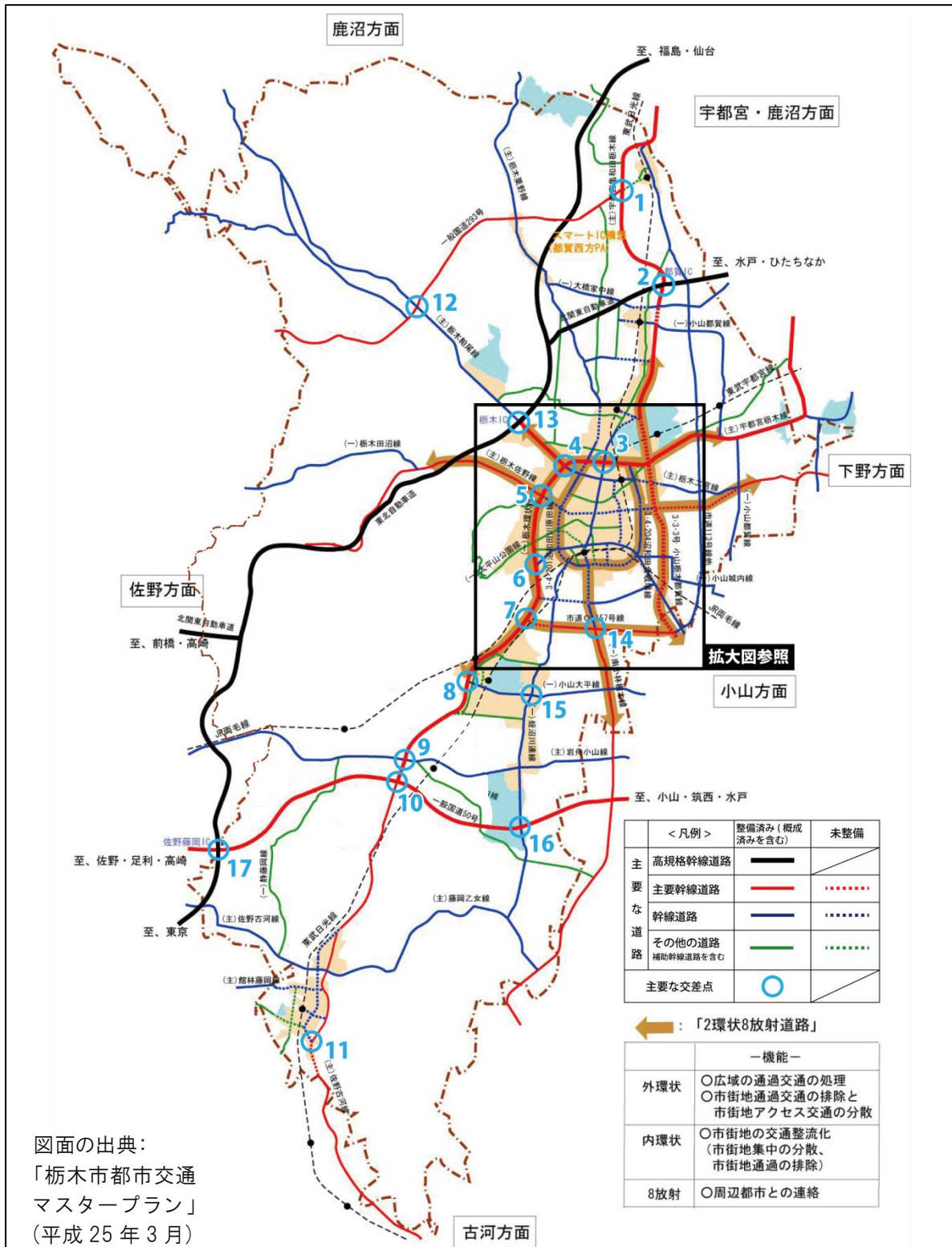


■サイン1基に掲載する施設数を制限します。

ドライバーにとって多数の情報を確認することは負担となり、交通安全に支障となることがあります。情報をドライバーの負担とならないようサイン1基に掲載する施設数を原則最大4施設に制限します。

2-4 主要な道路及び交差点

本ガイドラインで位置付ける主要な道路は国道・県道・主要な市道とし、主要な交差点は、(主)宇都宮亀和田栃木線と一般国道293号との交差点や、(主)宇都宮亀和田栃木線と北関東自動車道都賀ICとの交差点等、20箇所を選定します。また、公共施設の位置によっては、必要に応じて適宜、主要な道路及び交差点を選定することとします。





図面の出典：
「栃木市都市交通
マスタープラン」
(平成 25 年 3 月)

No.	主要な交差点
1	(主) 宇都宮亀和田栃木線と一般国道 293 号との交差点
2	(主) 宇都宮亀和田栃木線と北関東自動車道都賀 IC との交差点
3	(主) 宇都宮亀和田栃木線と (一) 栃木環状線との交差点
4	(一) 栃木環状線と (主) 栃木粕尾線との交差点
5	(一) 栃木環状線と (主) 栃木佐野線との交差点
6	(一) 栃木環状線と (都) 農業会館通りとの交差点
7	(主) 栃木藤岡線と市道 O-157 線との交差点
8	(主) 栃木藤岡線と (一) 小山大平線との交差点
9	(主) 栃木藤岡線と (主) 岩舟小山線との交差点
10	(主) 栃木藤岡線と一般国道 50 号との交差点

No.	主要な交差点
11	(主) 佐野古河線と (主) 栃木藤岡線との交差点
12	一般国道 293 号と (主) 栃木粕尾線との交差点
13	(主) 栃木粕尾線と東北自動車道栃木 IC の交差点
14	(一) 南小林栃木線と市道 O-157 線との交差点
15	(一) 蛭沼川連線と (一) 小山大平線との交差点
16	一般国道 50 号と (一) 蛭沼川連線との交差点
17	一般国道 50 号と東北自動車道佐野藤岡 IC との交差点
18	(主) 宇都宮亀和田栃木線と (主) 栃木粕尾線との交差点
19	(主) 宇都宮亀和田栃木線と (主) 宇都宮栃木線との交差点
20	(主) 栃木佐野線と (主) 宇都宮亀和田栃木線との交差点

3 サインの表示基準

3-1 デザインの方針

案内・誘導・位置の各公共サインは、ユニバーサルデザインの観点や景観に配慮する視点を考慮し、公共サインのデザインに関する方針を以下のとおり「栃木市公共サイン整備方針」において定めています。

サインのデザイン方針

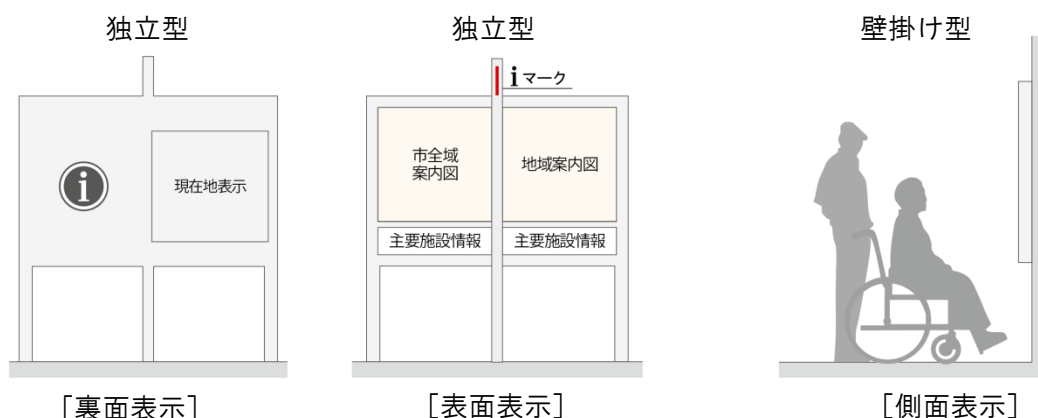
- ①サインの表示デザインは、市民や来訪者、外国人等、だれもが一目で施設名や方向等が認識できるよう、不要な装飾は排除し、必要な情報のみを表示し、表記方法や内容に一貫性を持たせることを基本とします。
- ②サインの表示板の形状は、シンプルで文字や記号表記のレイアウト等が容易な四角形を基本とします。
- ③高齢者の視力の低下や視覚障がい者に配慮し、必要な情報を的確に伝達できるようシンプルなデザインとします。
- ④サインは、周辺の地域や景観を阻害しないようなデザインとします。

3-2 サインごとのデザインの考え方

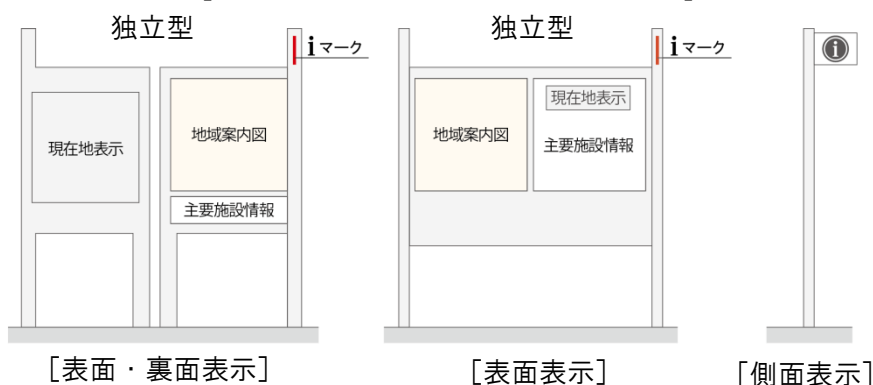
1)案内サイン

- ・案内サインは、独立型を基本とします。ただし、設置場所の状況により独立型の設置が困難な場合は、必要に応じ壁掛け型とします。
- ・景観に配慮してサインの高さを抑えたい場所においては、盤面を斜め上方に傾ける形状とします。ただし、利用者が無理な姿勢とならずに盤面が確認できるようにします。
- ・駅前広場及び道の駅等に設置する案内サインは、公共施設や観光施設等の主要施設へ行くための行動起点となるため、主要施設の情報を表示した総合案内サインとします。
- ・総合案内サインは市全域案内図、地域案内図を掲載し、原則として統一したデザインとします。
- ・公共駐車場及び主要な交差点等の移動ルート上の分岐点に設置する案内サインは、地域案内図や主要施設の情報を表示した地域案内サインとします。
- ・表示する主要施設の情報については、施設名称、外国語、住所及び避難場所等を表示し、必要に応じてピクトグラムを表記します。
- ・案内サインの認識性を確保するため、適切な高さにインフォメーションマークを掲示します。
- ・視覚障がい者や高齢で視力が低下した人に対して、音声案内や点字表示、触知案内図等の案内機能を備えたサインも必要に応じ設置します。

[総合案内サインのデザインイメージ]



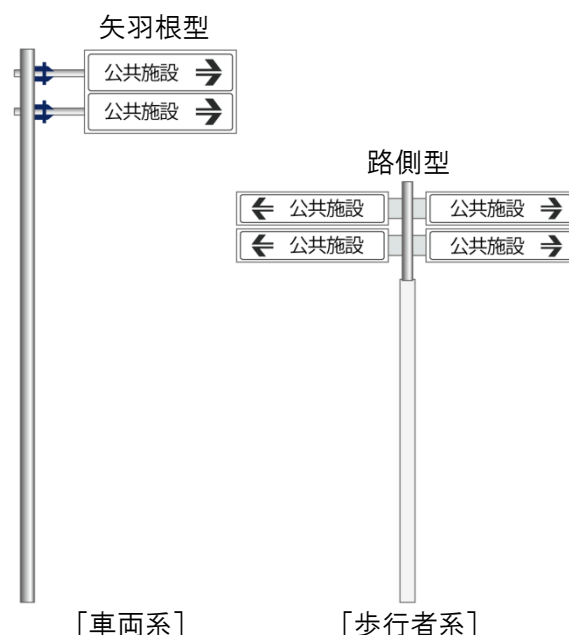
[地域案内サインのデザインイメージ]



2)誘導サイン

- ・誘導サインは、矢羽根型、路側型で横設置を基本とし、視認性の高いデザインとします。
- ・誘導サインは、移動ルート上の主要な交差点付近等に設置することから、歩行者や車両の通行上の支障とならないよう安全性確保に十分配慮します。
- ・誘導する公共施設については、利用者の負担とならないよう一基あたりの表示板の数を制限します。
- ・周辺の景観と調和するようシンプルなデザインとします。
- ・表示内容は、施設名称、外国語、矢印及び距離を表記し、必要に応じてピクトグラムを表記します。

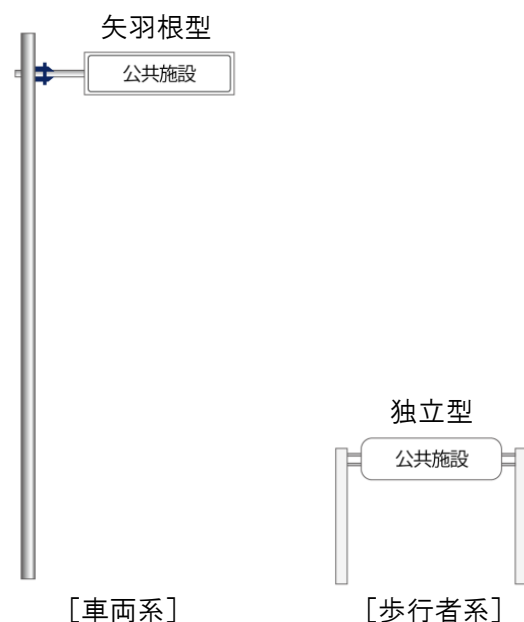
[誘導サインのデザインイメージ]



3)位置サイン

- ・位置サインは、矢羽根型、独立型で横設置を基本とし、目的地となる公共施設の敷地の出入口付近に設置します。
- ・歩行者系は視認性を高めること等から設置高が低くなるため、公共施設の名称によっては横設置では突き出し幅が大きくなることから、歩行者等への安全性の確保に十分配慮し、状況等に応じ縦設置とします。
- ・周辺の景観と調和するようシンプルなデザインとします。
- ・表示内容は、施設名称、外国語を表記し、必要に応じてピクトグラムを表記します。

[位置サインのデザインイメージ]



3-3 使用書体

公共サインに用いる書体は、視認性及び可読性に優れた文字を基本とします。各言語において、下記の書体を使用します。ただし、設置場所の周辺環境等を勘案し、他の書体がふさわしい場合には、統一書体とのバランスに配慮した書体とします。

■和文書体は丸ゴシックを基本とします。

和文書体は、視認性や可読性に優れ、また、部分的な情報更新が可能な書体である「丸ゴシック」を基本として使用します。

[表示例]

栃木市役所

■英文書体はAvenir(アベニール)を基本とします。

英文書体は、飾り(セリフ)を持たないサンセリフ系書体である「Avenir」を基本として使用します。また、和文中の数字も同様に「Avenir」を使用します。

[表示例]

Tochigi City Hall

ABCD fghijk 1234/,.

3-4 文字の大きさ

文字の大きさは、視覚障がい者や高齢で視力が低下した人に配慮して、視距離に応じた標準的な文字高の目安（「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」（国土交通省監修）等に記載されている数値）よりも、小さいものは使用しないこととします。

〔視距離別文字高の目安〕

視距離	和文の文字高	英文の文字高
30mの場合	120mm以上	90mm以上
20mの場合	80mm以上	60mm以上
10mの場合	40mm以上	30mm以上
4～5mの場合	20mm以上	15mm以上
1～2mの場合	9mm以上	7mm以上

■案内サインに用いる文字高は、和文9mm、英文7mm以上を基本とします。

案内サインに用いる文字高は、ピクトグラムや記号等、情報要素の多い地図に表記することに配慮し、平均的に1mの距離において可視できる数値として設定します。また、案内サインの見出し等は、10m程度に視認距離を設定します。ただし、表示の状況によりやむを得ない場合は、和文5mm、英文4mmを最小文字高とします。

〔視距離1～2mの和文の文字高〕

栃木市 9mm
Tochigi 7mm

〔最小文字高〕

栃木市 5mm
Tochigi 4mm

■歩行者系の誘導サイン、位置サインに用いる文字高は、和文60mm以上、英文36mm以上を基本とします。

歩行者系の誘導サイン、位置サインに用いる文字高は、利用者の遠距離からの視認性も配慮し、平均的に15mの距離において可視できる数値として設定します。ただし、サインの視認距離が明らかに短い場合等は、「視認距離別文字高の目安」を基準に最小文字高を設定します。

〔視距離15mの和文の文字高〕

T 36mm

栃 60mm

■車両系の誘導サイン、位置サインに用いる文字高は、和文20cm、英文の大文字は和文の1/2の大きさ(10cm)、小文字は大文字の3/4程度の大きさ(7.5cm)を基本とします。

車両系の誘導サイン、位置サインに用いる文字高は、「道路標準設置基準・同解説」(昭和62年1月、社団法人日本道路教会)に基づいて設定します。

[設計速度別文字高の目安]

設計速度	和文の文字高
70km/h以上	30 c m(基準値)
40、50、60km/h	20 c m(基準値)
30km/h	10 c m(基準値)

3-5 言語表記

■日本語表記

日本語表記は施設の正式名称を基本としますが、表示内容を瞬時に判断できるように、必要に応じて簡略化して表示します。また、数字の表記や紀年の表記等は、混乱を避けるために統一した表記とします。

[施設名称]

施設名称は必要に応じて簡略化するものとします。

1. 明確に理解される範囲内で部分的に省略します。
2. 英文による略語が慣用化している場合は、それを用います。
3. 通称名・愛称名がある場合は、それを用います。
4. 町丁名の表記に関しては、案内サインに表記する場合のみ、省略します。

[表示例]

栃木県立自然公園
↓
県立自然公園

JR NHK

つがの里
西方ふれあいパーク

平柳町1丁目
↓
平柳町1

[数字の表記]

原則として算用数字を用います。

[表示例]

1. 紀年は西暦により表記します。必要に応じて日本年号を付記します。
2. 距離表示は、1km未満はm表記とし、1km以上はkm表記とします。

2015年
2015年(平成27年)

500m 1.5km

■英語表記

サインに表記する用語には、日本語表記に加え英語を併記します。英語の表記は、原則的に英語とローマ字の組み合わせとなりますが、ローマ字は一般的なヘボン式を基本とします。また、必要に応じて多言語を併記します。

[和英併記]

原則として固有名詞の部分をローマ字で、普通名詞の部分を英訳によって表記します。

[表示例]

1. 固有名詞の部分をローマ字で、普通名詞の部分を英訳によって表記します。

栃木市役所
Tochigi City Hall

2. バス停名称・通り名称等は、普通名詞の部分のローマ字表記と併せて英訳によって表記します。

蔵の街大通り
Kuranomachi - odori Ave.

3. 固有名詞部分に「東、西、南、北、上、下」等の接頭語が付くものは、その部分に「-」を入れます。

4. 長いつづりで読みにくい語は、適宜「-」を用いて区切り表記とします。

とちぎ蔵の街美術館
Tochigi-Kuranomachi Museum of Art

5. 施設名称は原則として正式英訳とし、英語による略語がある場合は、略語で表記します。

新栃木駅
Shin Tochigi Sta.

[表 略語(参考)]

言語	略語
Prefecture	Pref.
Government	Govt.
Avenue	Ave.
Route	R.
Expressway	Expwy.
Building	Bldg.
Center	Ctr.
Station	Sta.
University	Univ.
Department	Dept.
Interchange	I.C

[度々使用する語句]

項目	和文	英文
	出口	Exit
方面・方角	～方面 至～	for～ to～
タイトル	市全域案内図 広域案内図 周辺案内図 地域案内図	Information Map Surrounding Area Local Vicinity Area Information Map

■ローマ字表記

ローマ字のつづり方は、基本的に昭和29年12月9日付内閣告示第1号の「ローマ字のつづり方」に基づくものとします。

[ヘボン式表記一覧]

あ	い	う	え	お	a	i	u	e	o
か	き	く	け	こ	ka	ki	ku	ke	ko
さ	し	す	せ	そ	sa	shi	su	se	so
た	ち	つ	て	と	ta	chi	tsu	te	to
な	に	ぬ	ね	の	na	ni	nu	ne	no
は	ひ	ふ	へ	ほ	ha	hi	fu	he	ho
ま	み	む	め	も	ma	mi	mu	me	mo
や		ゆ		よ	ya		yu		yo
ら	り	る	れ	ろ	ra	ri	ru	re	ro
わ				ん	wa				n
が	ぎ	ぐ	げ	ご	ga	gi	gu	ge	go
ざ	じ	ず	ぜ	ぞ	za	ji	zu	ze	zo
だ	ぢ	づ	で	ど	da	ji	zu	de	do
ば	び	ぶ	べ	ぼ	ba	bi	bu	be	bo
ぱ	ぴ	ぷ	ぺ	ぽ	pa	pi	pu	pe	po
きゃ		きゅ		きょ	kya		kyu		kyo
しゃ		しゅ		しょ	sha		shu		sho
ちゃ		ちゅ		ちょ	cha		chu		cho
にゃ		にゅ		にょ	nya		nyu		nyo
ひゃ		ひゅ		ひょ	hya		hyu		hyo
みゃ		みゅ		みょ	mya		myu		myo
りゃ		りゅ		りょ	rya		ryu		ryo
ぎゃ		ぎゅ		ぎょ	gya		gyu		gyo
じゃ		じゅ		じょ	ja		ju		jo
びゃ		びゅ		びょ	bya		byu		byo
ぴゃ		ぴゅ		ぴょ	pya		pyu		pyo

[ヘボン式ローマ字表記使用の際の留意事項]

1. 長音を表す「^ˉ」、「^ˆ」、「h」は原則として使用しないこととします。
2. はねる音「ん」は「n」を用いるが、「m」、「b」、「p」の前では「m」で表記します。
3. つまる音は、母音字を重ねて表記します。
ただし、次に「ch」が続く場合は、「c」を重ねずに「t」で表記します。
4. 文の書き始め、及び固有名詞・固有名詞以外の名詞は語頭を大文字で表記します。

和製英語や固有名詞で使われることがあり、ヘボン式表記にないローマ字表記については下記のとおりとします。

[ヘボン式表記にないローマ字表記]

しえ	sye
ちえ	che
つあ つえ つお	tsa tse tso
てい	thi
ふあ ふい ふえ ふお	fa fi fe fo
じえ	je
でい	di
でゆ	dyu
いえ	ye
うい うえ うお	wi we wo
くあ くい くえ くお	kwa kwi kwe kwo
つい	tsi
とう	twu
ぐあ	gwa
どう	dwu
づあ づい づ づえ づお	va vi vu ve vo
てう	tyu
ふゆ	fyu
づゆ	vyu

3-6 ピクトグラム

ピクトグラムは抽象化、単純化された絵による視覚言語のひとつです。視認性に優れており、瞬時に伝達できる記号であり、文字を補う機能のほか国際的な伝達機能も持っています。そのため、利用者が理解しやすいよう、より公共サインを全国で標準的に使用されており、理解度やデザインの完成度が高く、著作権が開放されているJIS案内用図記号を用います。

■標準案内用図記号の一例

[公共・一般施設]



情報コーナー



トイレ



障害のある人が
使える設備



警察

[交通施設]



鉄道/鉄道駅



バス/バスのりば



タクシー/タクシーのりば



駐車場

[観光・文化・スポーツ施設]



陸上競技場



海水浴場/プール



公園



博物館/美術館

[安全]



広域避難場所

現行の「緑十字」マークは一部の外国では異なった意味で用いられており、国際化を考えた場合でも諸外国の人々にも認識できるように、平成13年3月に国土交通省が、広域避難場所を示す図記号(ピクトグラム)を選定し、同年6月に総務省消防庁が推奨、14年3月JIS規格に制定されました。(Z8210)

■案内サインに用いるピクトグラムと文字サイズ比

- ・ 英文文字高は、旅行施設ガイドラインに準じ、和文文字高の3/4程度とします。※1
- ・ ピクトグラムの大きさは、英文文字高の3倍とします。※2



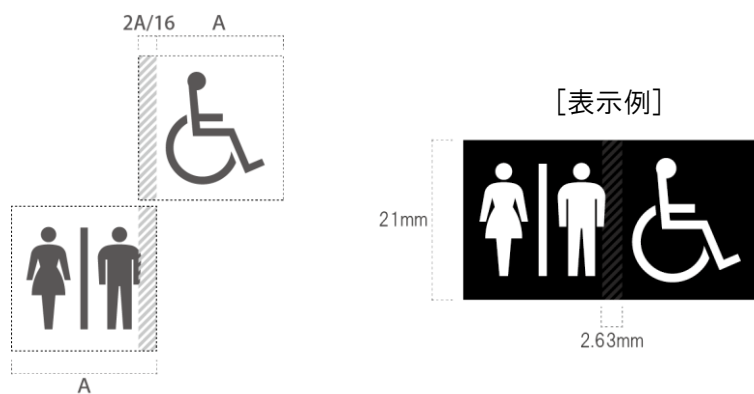
■誘導サイン、位置サインに用いるピクトグラムと文字サイズ比

- ・ 英文文字高は、和文文字高の3/4程度とします。※3
- ・ ピクトグラムの大きさは、和文文字高の3倍とします。※4



■ピクトグラムの併記

- ・ ピクトグラムの重なりは、標準ピクトグラムの2/16とします。※5



※1,2,5 出典:「地図を用いた道路案内標識ガイドブック」(2013年11月20日)(財)道路保全技術センター

※3,4 出典:「ひと目でわかるシンボルサイン」(2006年2月25日)交通エコロジー・モビリティ財団

■ネガ表現とポジ表現

図記号を使用するにあたって、地の色彩が高明度色の場合は低明度の図形を表現(ネガ表現)し、地の色彩が低明度色の場合は高明度の図形を表現(ポジ表現)とします。

[ネガ表現]



[ポジ表現]



■アイキャッチャー・マーク

アイキャッチャー・マークとは、地目標識利用者の目を引き付けるための目印です。認知度の低いピクトグラムの施設や、ピクトグラムが設定されていない施設にアイキャッチャー・マークとしてドット(■)を表示します。

[表示例]



■バリアフリー情報等の表示

多機能トイレや車いす使用者が使用可能なエレベーター等のバリアフリー設備や乳幼児用設備、自動体外式除細動器(AED)の設置施設等については、できるだけ案内図にピクトグラムで表示します。

3-7 色彩

図式と地色の明度差を確保することで、容易に識別できるものとします。視覚障がい者や高齢で視力が低下した方に判断及び認識困難な色の組み合わせは用いないこととします。また、色数が増えると繁雑になるため多くの色の利用を避けます。

■判読しやすいよう明度差(コントラスト)の大きい色の組み合わせを使用します。

原則として白色と青色の組み合わせを使用します。文字色と背景色に、はっきりとした明度差をつけ、暗い色の背景には明るい色の文字を使用し、明るい色の背景には暗い色の文字を組み合わせます。

[配色例]

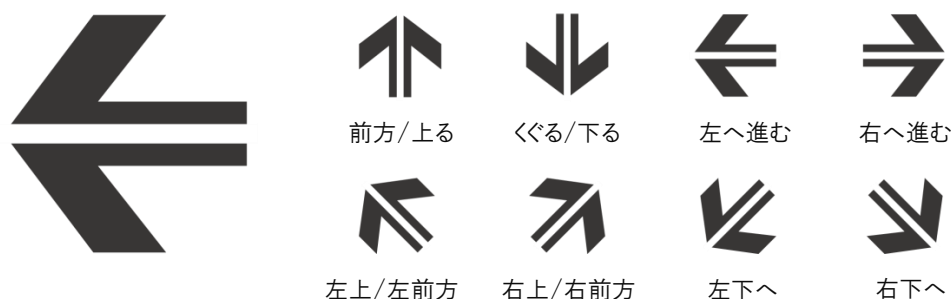
白色と青色

栃木市

栃木市

3-8 矢印

矢印は、施設の方向を伝える重要な記号であり、遠方からでも視認性の高いシンプルなものの方
方向の意味に応じて、正確に使用します。

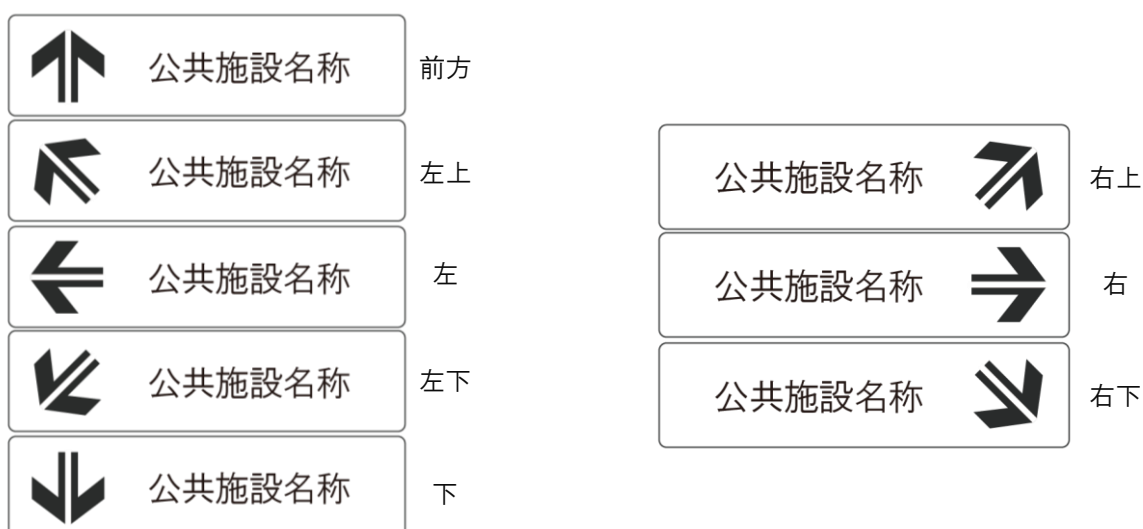


■誘導サインの矢印表示の位置

前方、左上、左、左下、下を指す矢印は、公共施設名称の先頭に配置し、右上、右、右下を指
す矢印は公共施設名の後に配置することを標準とします。

左上と右上は、左または右へ上がる場合を原則に、広い空間等で左(右)前方に誘導した方が便
利な場合にも使用します。後方を示す矢印は、Uターン及び行き止まり等、動線上やむを得ない場
合に使用することとし、通過後に「戻る」としての使用はしないこととします。

[表示例]



4 標準仕様

4-1 案内サインの標準仕様

案内サインは、市全域案内図及び地域案内図の2つを掲載した総合案内サインと、地域案内図を掲載した地域案内サインに分類します。

■市全域案内図

市全域の地図を広域地図として使用し、地図の地形、鉄道・道路等の交通に関する施設、主要な公共施設及び観光施設等の地域資源の名称や位置関係等の情報を提供します。

■地域案内図

サイン設置場所の周辺を広域地図より狭い範囲や周辺の街区（地区）について、周辺地図を使用し、街区（地区）構成、鉄道・道路等の交通に関する施設、主要な公共施設及び観光施設等の地域資源の名称や位置関係等の情報を提供します。

1) 情報掲載の基準

利用者の行動目的や掲載範囲に応じて、表示内容が煩雑にならないよう案内に必要な情報を選択し、表示します。

[情報掲載基準の考え方]

案内図の種類	利用対象と目的等	情報掲載の考え方
市全域案内図	・ 栃木市全域を把握 ・ 栃木市全域の中での現在地を把握 ・ 市内の主要施設への移動手段及び位置を把握	・ 鉄道及び主要な道路の表示により、市全域における位置関係を表示 ・ 優先度の高い誘導施設を表示 ・ ピクトグラムについては、施設機能が行動目的となるものを表示
地域案内図	・ 周辺施設の全体像を把握 ・ 現在地とその周辺の目的地の位置関係を把握 ・ 行動目的の対象となる施設を探す詳細な地域情報を把握	・ 行動起点から位置関係が分かる範囲を表示 ・ 地域案内図は市全域案内図より詳細な地域情報を掲載 ・ 優先度の高い誘導施設は、施設概要を表示するピクトグラム以外に、移動に関する情報(バス停等の位置)を表示

[案内サインの情報掲載基準]

地図に表示する一般情報			ベースマップ	ピクトグラム	名称
ベース 図	地勢	河川・池・湖・山等	○	—	○
	道路	道路	○	—	○
		歩道	○	—	—
		歩行者専用道路等	○	—	○
		ペDESTリアンデッキ・横断歩道橋	○	—	○
		地下横断歩道・階段部	○	—	○
		横断歩道	○	—	—
		踏切	○	○	○
	地点	インターチェンジ	○	—	○
		交差点(信号機)	—	○	○
		有名な橋、トンネル等	○	—	○
	交通施設	鉄軌道路線	○	—	—
		鉄軌道駅	○	—	○
		駅出口	—	○	○
		バス路線	○	—	—
		バス等の公共交通機関のターミナル	—	○	—
		バス停	—	○	○
		タクシー乗り場	—	○	—
	行政界	市・区・町	○	—	○
		丁・番地	—	—	○

ベースマップ:線及び面で構成される情報で基本的な情報として表示するもの

○:表示情報(地図の見やすさを考慮し、適宜選択します。)

出典:「地図を用いた道路案内標識ガイドブック」(2003年11月20日)(財)道路保全技術センター

[案内サインの情報掲載基準 つづき]

地図に表示する一般情報			建物シルエット	ピクトグラム	名称
施設	案内所	案内所(有人)	—	○	—
		情報コーナー	—	○	—
	公共(的)施設	官庁又はその出先機関	○	○	○
		警察署	○	○	○
		交番	—	○	交番※
		郵便局(普通郵便局)	○	○	○
		郵便局(その他)	○	○	郵便局※
		消防署	○	—	○
		国(公社・公団除く)の機関及び公共地方サービス機関、その他官署	○	—	○
		病院	○	○	○
		学校	○	—	○
		幼稚園・保育園	○	—	○
		体育館・運動場	○	—	○
		乳幼児設備	—	○	—
	文化施設	公会堂・公民館・図書館	○	—	○
		大規模な公園・遊園地・動物園	○	—	○
		美術館・博物館・文化会館・劇場	○	—	○
	公衆便所	—	—	○	—
	名所・旧跡	神社・仏閣・寺院・教会・史跡	○	—	○
	大規模宿泊施設／商業施設・店舗	大規模なホテル及び旅館	○	○	○
		大規模なデパート・スーパーマーケット	○	○	○
		銀行・信用金庫	—	○	—
	安全	自動体外式除細動器(AED)	—	○	—
		広域避難場所	—	○	—

建物シルエット：建物の外形を面的に表示するもの

○：表示情報(地図の見やすさを考慮し、適宜選択します。)

※：固有名詞で表記するのではなく、「交番」「郵便局」と表記します。

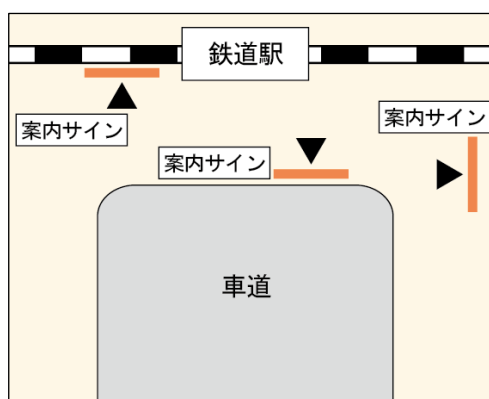
出典：「地図を用いた道路案内標識ガイドブック」(2003年11月20日)(財)道路保全技術センター

2)設置位置の基準

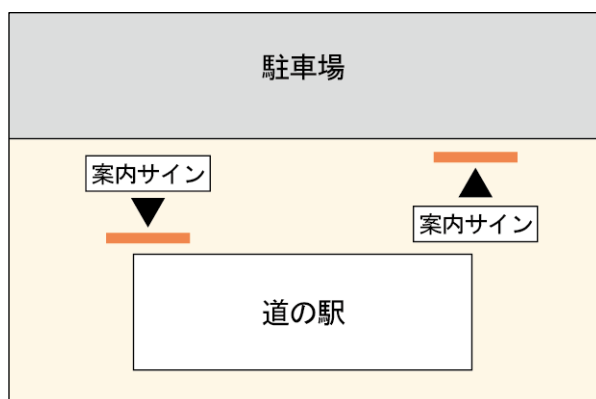
■駅前広場・道の駅・公共施設及び主要な交差点に設置する案内サインは、それぞれ認識できる見やすい位置とします。

- ・現在地を正確に把握し、その周辺の主要施設の案内を行うことを基本とし、市役所等の公共施設、駅前広場及び道の駅等、歩行者や車両の行動起点に設置します。また、必要に応じて主要な交差点にも設置します。
- ・特に多くの利用者が通行する駅前広場等は、通行の支障とならない場所に設置します。
- ・視覚障がい者誘導用ブロック（点字ブロック）がある歩道に設置する場合は、視覚障がい者の邪魔にならないよう、進行方向に対して平行に設置することを基本とします。
- ・車いす利用者等が容易に接近、方向転換ができるように十分な広さを設けます。

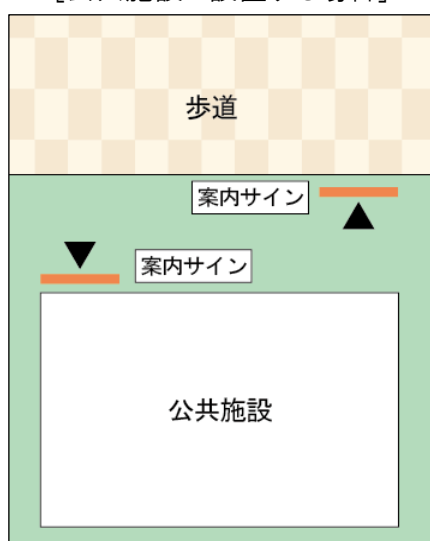
〔駅前広場に設置する場合〕



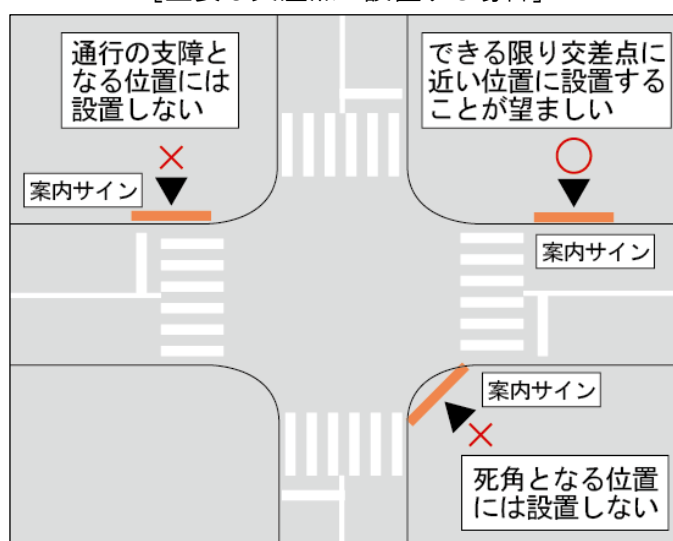
〔道の駅に設置する場合〕



〔公共施設に設置する場合〕



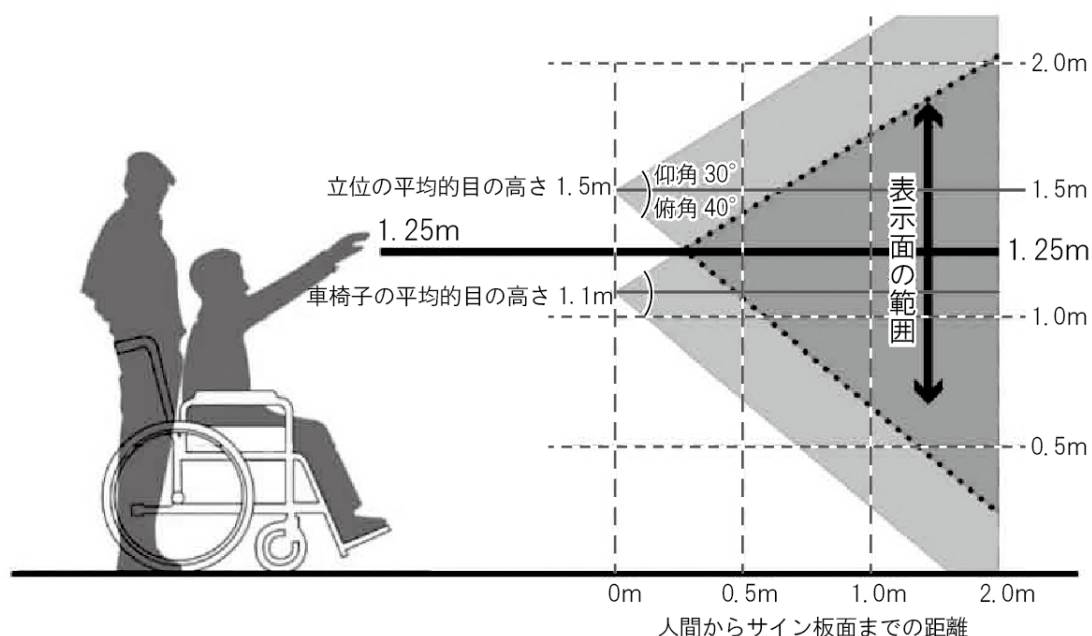
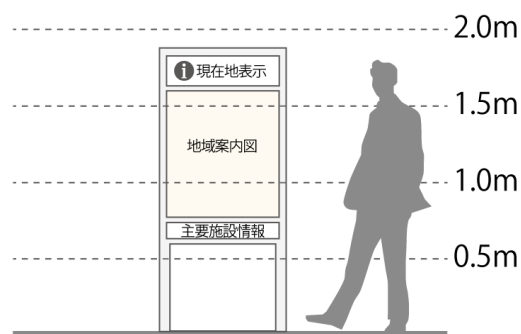
〔主要な交差点に設置する場合〕



3)設置高さの基準

案内サインは、高齢者、車いす使用者を含めた歩行者が利用するものであるため、共通して見やすい高さに設置する必要があります。そのため、案内サインの表示面の高さの中心は、立位の利用者(平均的な目の高さ1.5m程度)と、車いす利用者(平均的な目の高さ1.1m程度)の中間値(1.3m程度)よりも、車いす利用者が見やすい高さとして、路面から1.25m程度の高さとしします。

[案内サインの設置高さ(例)]

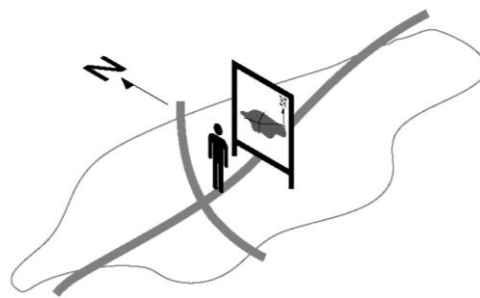


※「道路の移動円滑化整備ガイドライン」(財団法人国土技術研究センター)において、情報量が多い地図などで、車いす使用者にとって地図上部の判読が困難であると想定される場合は 1.25m程度とすることが望ましいとされています。

4)方位の表記基準

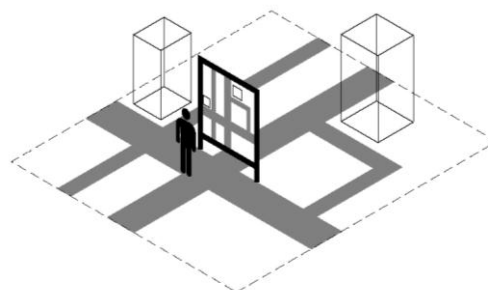
■市全域案内図は北を上 にします。

市全域案内図は、一般的に北を上にした表記が認知されている場合が多いため、北を上 にします。



■地域案内図は、サイン本体に向かって前方を上 にします。

地域案内図は、周辺施設の位置関係が次の行動に直結するため、一般的にサイン本体に向かって前方を上 にします。また、市全域案内図と地域案内図を掲載する場合は、市全域案内図は北を上としますが、地域案内図は利用者が見ている方向を分かるようにすることが望ましいことから（道路の移動円滑化整備ガイドラインより）、サイン本体に向かって前方を上 にします。



※「道路の移動円滑化整備ガイドライン」（財団法人国土技術研究センター）において、「地図の表示面は歩行者等の円滑な移動を妨げないように配慮しつつ、動線と対面する向きに掲出することが望ましい」とされています。

5) 凡例の表記基準

案内サインのピクトグラムを説明するため、ピクトグラムの凡例を表記します。原則、日本語と英語の2言語表記とし、必要に応じて多言語も表記します。ただし、多言語による表記は多くのスペースを要するため、表示内容が煩雑にならないよう注意します。

[ピクトグラムと2言語表記例]



[地図標識の標準文字サイズ]

	ピクトグラム	和文	英文	表示施設
凡例部表示	24.0mm	10.5mm	8.0mm	凡例部
特大サイズ	—	18.0mm	14.0mm	県名、市名等(図中に境界があった場合)
大サイズ	21.0mm	9.0mm	7.0mm	案内所、情報コーナー、市役所、博物館、美術館、ホール等
中サイズ	16.5mm	7.0mm	5.5mm	郵便局、交番、病院、百貨店、ホテル、郵便局、交番、踏切等 町名※、丁目※
中小サイズ	—	—	5.0mm	番地※
小サイズ	12.0mm	5.0mm	4.0mm	橋梁名、交差点名、歩道橋名、バス停名、広域の情報

※濃ねずみ色表示とします。

出典:「地図を用いた道路案内標識ガイドブック」(2013年11月20日)(財)道路保全技術センター

公共施設の2言語表記は、主に下記のとおりとします。

[公共施設 2言語表記一覧]

施設の 種類	日本語	英 語
一般施設	市役所(庁舎)	City Hall
	警察署/交番	Police
	郵便局	Post Office
	消防署	Fire Station
	案内所	Information
	情報コーナー	Information Counter
	トイレ	Toilets
	障害のある人が 使えるトイレ	Handicap Accessible Toilets
	病院	Hospital
	保健センター	Public Health Center
交通施設	鉄道駅	Railway Station
	バスのりば	Bus Stop
	タクシーのりば	Taxi Stop
	駐車場	Parking
	駐輪場	Bicycle Parking
	エレベーター	Elevator
	エスカレーター	Escalator
	国道	National Road
	国道〇〇号線	Route 〇〇
	県道	Prefectural Road
	県道〇〇号線	Route 〇〇

施設の 種類	日本語	英 語
教育施設	小学校	Elementary School
	中学校	Junior High School
	高等学校	High School
	大学(総合)	University
	幼稚園	Kindergarten
	保育園	Nursery school
文化施設	博物館	Museum
	図書館	Library
	美術館	Art Museum
	会館	Hall
	公民館	Community Center
	集会場	Assembly Hall
	寺院	Temple
公 園	神社	Shrine
	文化財	Cultural Assets
	公園	Park
	スポーツ施設	Sports Facility
	サッカー場	Soccer Ground
	野球場	Baseball Stadium
	テニスコート	Tennis Court
	プール	Swimming Pool
	眺望点	View Point
民間施設	キャンプ場	Campground
	銀行	Bank
	百貨店	Department Store
避 難	ホテル	Hotel
	広域避難場所	Safety Evacuation Area

6)地図用記号

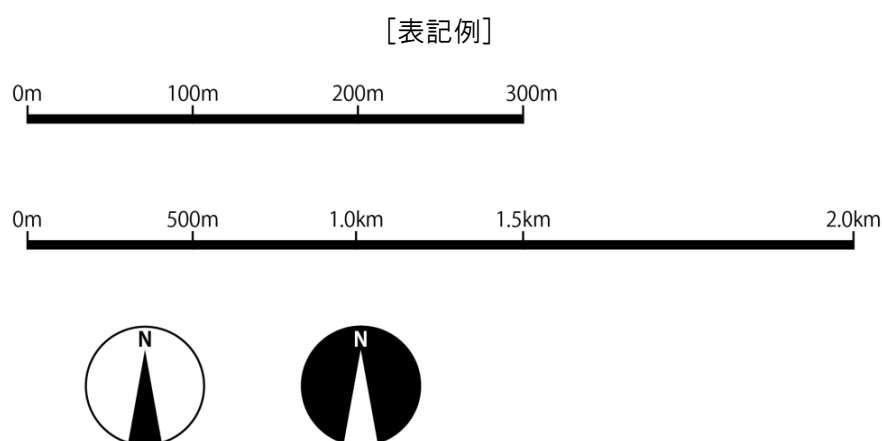
①現在地

現在地の表記は、利用者の見ている方向が分かるよう、視線の方向を三角形で表記する等の工夫が必要です。地域案内図では、方位は「前方が上」となるため、三角形は上を向く配置とします。



②スケール及び方位

地図の四隅のいずれかの位置に、スケール及び方位を表記します。



7)インフォメーションマークの表記基準

案内サインの存在を明確にするために、JIS案内用図記号のインフォメーションマークを施設の一部に表記します。



8)主要施設の表記基準

サインに表記する主要施設は、公共施設及び観光施設を基本とします。

9)触知案内図や点字表記の設置基準

視覚障がい者や高齢で視力が低下した人に対し、円滑な移動に必要な位置情報を提供するためのサインを必要に応じ設置します。設置にあたっては、「高齢者・障害者配慮設計指針－触知案内図の情報内容及び形状並びにその表示方法」(平成19年3月20日制定、日本工業標準調査会)に基づいて、音声案内、点字表示及び触知案内図等、視覚障がい者に配慮した案内機能を備えたサインとします。

- ・触知案内図に表示する情報は、触読性を考慮し、視覚障がい者に安全で円滑な移動を支援する情報項目を優先して表示します。
- ・触知案内図の向きについては、利用者が触知案内図に向き合って触読する時の正面方向が、触知図形では上側になるように表示します。
- ・触知案内図の寸法は、横幅1,000mm以内、縦幅600mm以内を基本とします。また、触知案内図の設置高さは、触読性を妨げないよう配慮します。
- ・点字の寸法及び形状は「JIS T 0921 高齢者・障害者配慮設計指針-点字の表示原則及び点字表示方法-公共施設・整備」を基本とします。
- ・点字は、施設の状況が変わった場合に、間違いなく修正、更新が行えるよう、点字と文字(墨字)を掲載します。
- ・触知案内図に用いる材料は、触読性が良好で、手指を傷つけない表面形状とします。
- ・外的熱環境が原因となって、手指で触れられないほどの高温または低温にならないものとします。
- ・長期間の使用によって、著しい劣化及び破損しないものとします。

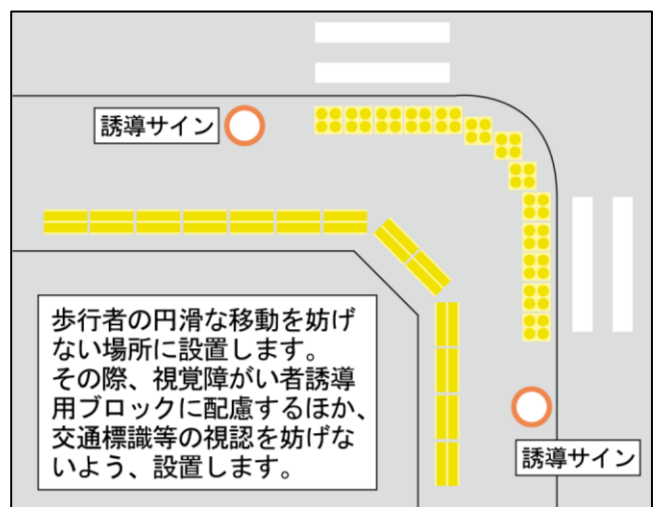
4-2 誘導サインの標準仕様

1) 設置位置の基準

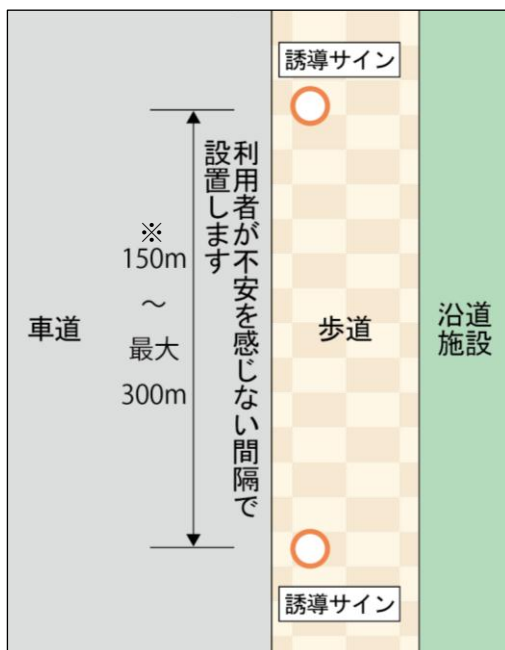
■行動起点から目的地までスムーズな移動が可能となるよう、主要な道路及び交差点に、適切に設置します。

- ・目的地までの距離が長く歩行者が不安を感じることがないように、目的地まで適切な間隔（150～最大300m）で設置します。
- ・主要な交差点（分岐点）において、歩行者の円滑な移動を妨げない場所に設置します。なお、交差点付近で設置場所が確保できない場合は、十分なスペースが確保できる場所に設置します。
- ・歩道上の誘導サインは、視覚障がい者誘導用ブロック（点字ブロック）の位置を避けて設置します。車いす利用者での通行を考慮して、原則ブロック端から90cm以上離れた位置を基本とし、やむを得ない場合は60cmの位置に設置します。
- ・道路上に設置する場合は、歩車道境界線寄りと敷地境界線寄りがあり、視認性を損なわないように、街路樹等の状況を考慮して設置します。また、道路に隣接する敷地に設置する場合も、周辺の状況を考慮して設置します。

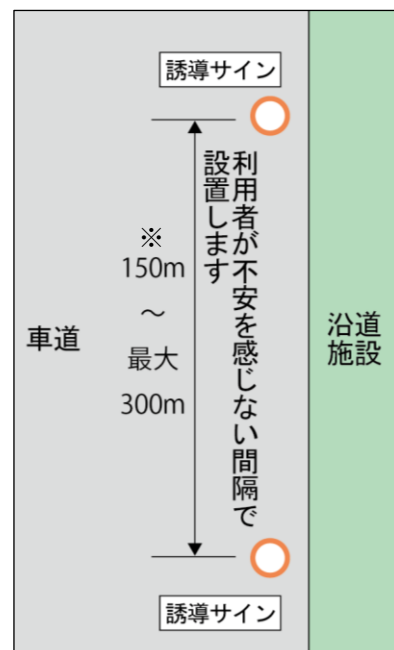
[交差点に設置する場合]



[歩道がある場合]



[歩道がない場合]

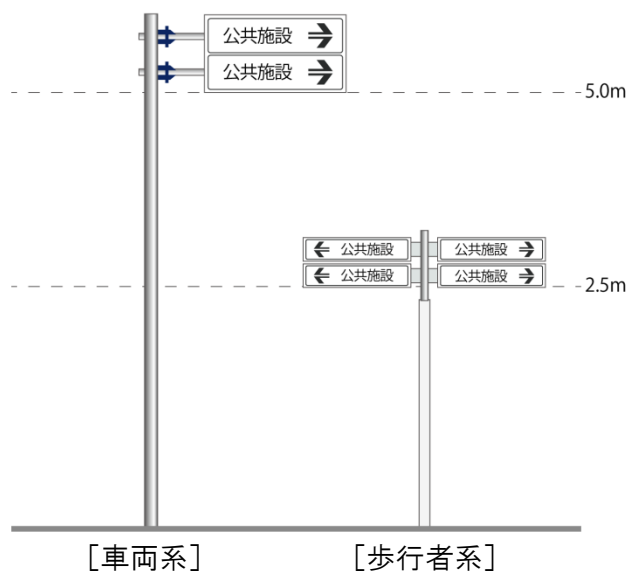


※出典：「歩行者のためのコミュニティサイン：分かりやすい街づくりの計画ガイド」
(1993年11月)(財)都市づくりパブリックデザインセンターコミュニティサインに関する研究会

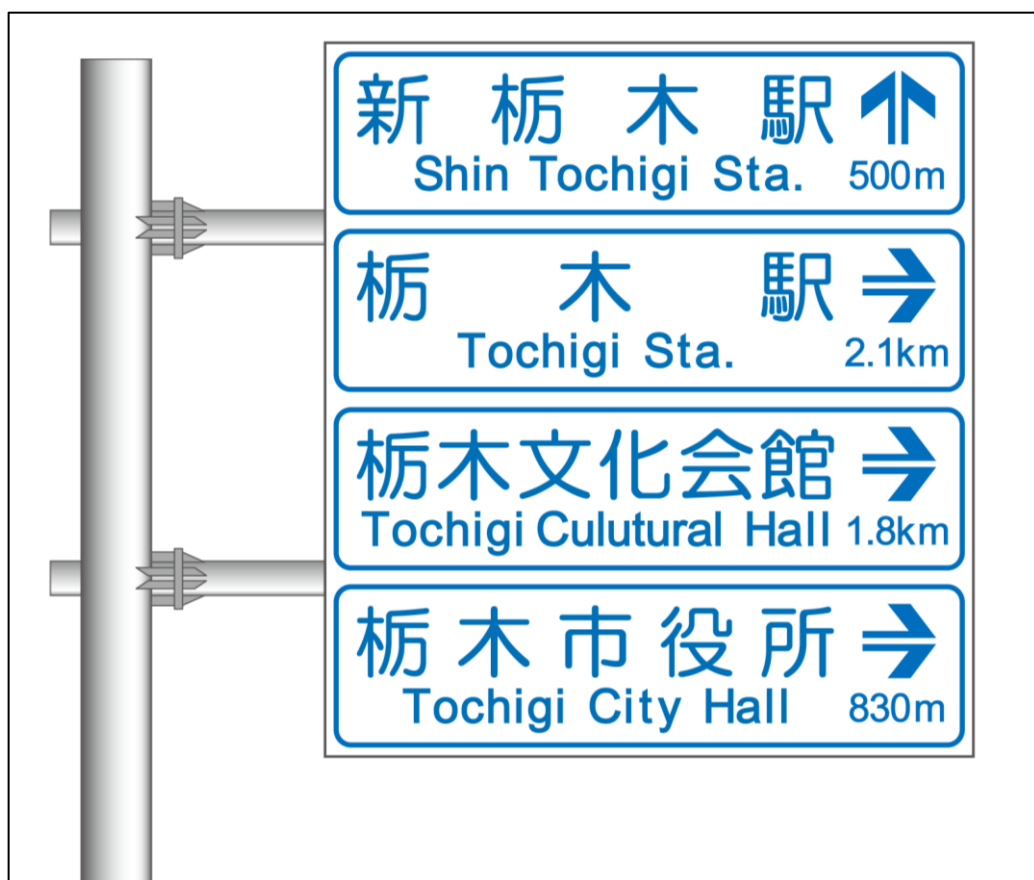
2) 設置高さの基準

誘導サインの表示面下端の高さは、原則として路面から車両系は5.0m、歩行者系は2.5mを確保します。ただし、設置する道路等の状況に応じて、歩行者への安全性を確保した上で、表示面下端の高さを設定します。

[誘導サインの設置高さイメージ]



3) 誘導サインの掲出例



※サイン 1 基に掲載する施設数は原則最大 4 施設とします。

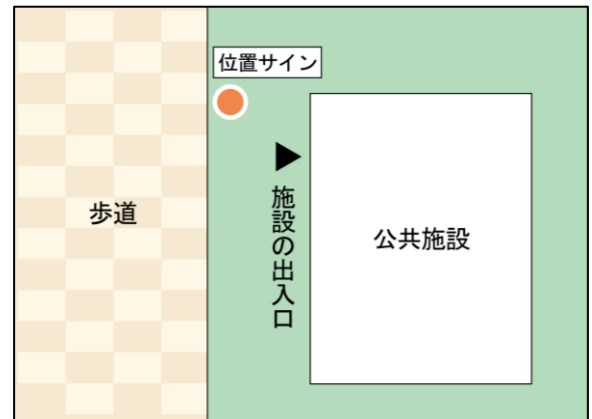
4-3 位置サインの標準仕様

1) 設置位置の基準

■ 目的地となる公共施設が的確に確認できるよう、敷地内に設置します。

設置場所は、主要な出入口の位置も確認できるように、できる限り施設の出入口に近接した敷地の出入口付近に設置します。

[敷地内に設置する場合]



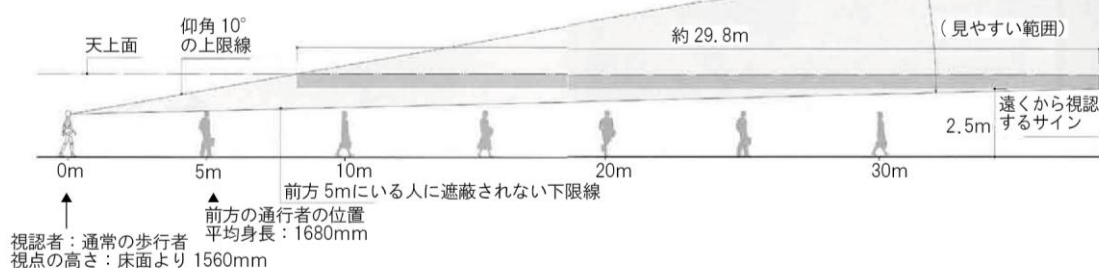
2) 設置高さの基準

位置サインの高さは、誘導サインに準ずるものとします。ただし、目的地となる公共施設及び周辺景観との調和を図る場合は、景観にも配慮した適切な高さとしします。

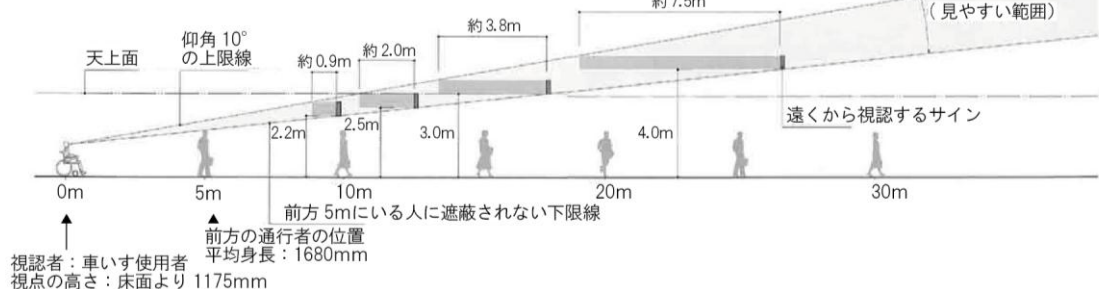
※参考：歩行者、車いす使用者が移動しながら視認できる高さ

- ・ 遠くから見るサインは、人が移動している場合、一定の高さ以上にあるものは視認し難くなる。また、不特定多数の人が利用する施設では視界の前方に他の通行者がいる場合も多く、視認位置から仰角 10° より下の可能な限り高い位置に掲出することが必要である。
- ・ そのため、遠くから認識する必要のあるサインについては、サイン施設の上端を 2.5m 以上の高さに設定する必要がある。

【通常の歩行者が移動しながら視認できる距離】



【車いす使用者が移動しながら視認できる距離】



※資料：「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」（国土交通省監修）

5 維持管理

5-1 維持管理の考え方

公共サインは主に屋外に設置されるため、年月の経過により汚損し、老朽化します。また、サインへの落書きや貼り紙、傷等による風致の維持や市民等に対する危害を防止することが重要です。そこで、公共サインが利用者にとって見やすく、分かりやすいよう適切に管理するために、ハードとソフトの両面から維持管理を継続して行う必要があります。維持管理の考え方を以下のとおり示します。

- ・ 提供する情報内容は、最新の情報内容とします。
- ・ 情報に変更があった時は、速やかに更新します。
- ・ 破損や大きな傷は速やかに対応します。
- ・ 不要になったサインは即時に撤去・統合します。
- ・ 維持管理を効果的、効率的に行うため、管理者を明確にします。
- ・ 管理者は、常にサインの設置状況の把握に努めます。

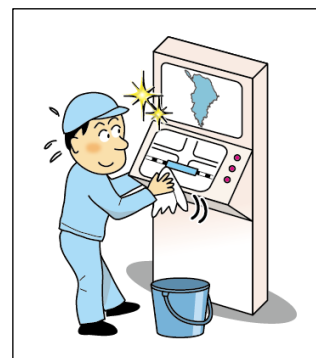
5-2 維持管理内容

■本体の維持管理

清掃や保守点検等、定期的にメンテナンスを実施します。また、利用者からサインの損傷等の情報提供がある場合には、損傷の状況を判断した上で、緊急補修を実施します。

【清掃】

- ・ 汚れや落書き等、表面を清掃します。
- ・ 音声、触知案内図の触知部分は、利用者が直接手に触れて利用するものであることから常に清潔を保つよう清掃することが大切です。



【保守点検】

- ・ ガタツキ、ボルトの締め付け状況を確認し、必要に応じ対応します。
- ・ 破損やサビ、風化等の劣化の状況を確認し、修繕します。
- ・ 塗装の剥がれ等は、必要に応じ塗装補修します。
- ・ 音声案内装置のあるサインは、機械動作の点検を行います。



〔点検頻度〕

- ・「附属物(標識、照明施設等)点検要領」(平成26年6月国土交通省 道路局 国道・防災課)の「門型以外の標識等の新設後の初期点検、定期点検の実施時期の目安」を参考に点検を行います。
- ・初期点検は、初期の異常を発見する為、設置後1年を目安に行います。
- ・表示点検は、表示面全体の点検を5年に1回程度行い、必要であれば情報の更新・修正を行います。
- ・本体点検は、本体全体の点検を10年に1回程度行い、保守点検を行います。
- ・地震、台風、集中豪雨、豪雪等の異常時には、必要に応じて異常時点検を行います。

■情報の維持管理

盤面に表示する情報内容の変更や移転等が生じた場合は、速やかに表示内容の整合を図ります。

〔補正・追加等〕

- ・修正箇所が軽微な場合は部分的な修正を行い、修正箇所が多い場合は表示面全体を取り替えます。※部分的な変更には、修正用シールを利用することが一般的です。
- ・サイン自体が整備されていない場合や不要となった場合は、新設、撤去や統合等を行います。



5-3 維持管理体制

公共サインの維持管理は、原則として管理者が行うものとします。管理者においては、国土交通省道路局で定める「附属物(標識、照明施設等)点検要領」を参考に点検するものとします。

5-4 維持管理台帳

管理者は、適切に公共サインを維持管理するため、次項に示す管理台帳を作成し、維持管理のデータベースとして保管し、維持管理に活用します。なお、管理台帳は都市計画課で管理します。

[illegible]

(備考) 管理履歴記載例: H26.4.1 現状確認異常なし

(課題) 距離や矢印、英語表記などが必要なサイン

初期点検 点検日	2010/9/1	表示点検			1回目	2回目	3回目	本体点検	1回目	2回目	3回目
				点検日	2015/9/1	(2回目日付記入)	(3回目日付記入)	点検日	2020/9/1	(2回目日付記入)	(3回目日付記入)

※初期点検:設置後1年(1)
表示点検:(1)から5年に1回
本体点検:(1)から10年に1回

栃木市公共サインガイドライン サイン掲出例

総合案内サイン……………	41
地域案内サイン……………	43
誘導サイン(歩行者系)……………	45
位置サイン(歩行者系)……………	45
誘導サイン(車両系)……………	47
位置サイン(車両系)……………	49

総合案内サイン

本体：アルミ形材

印刷：屋外用フルカラー印刷板



化粧部分は設置箇所に応じて
様々なデザインチェンジを
行える仕様です。

総合案内サイン

本体：アルミ形材
印刷：屋外用フルカラー印刷板



なまこ壁風デザイン
(フルカラー印刷)
レンガ調など考えられます

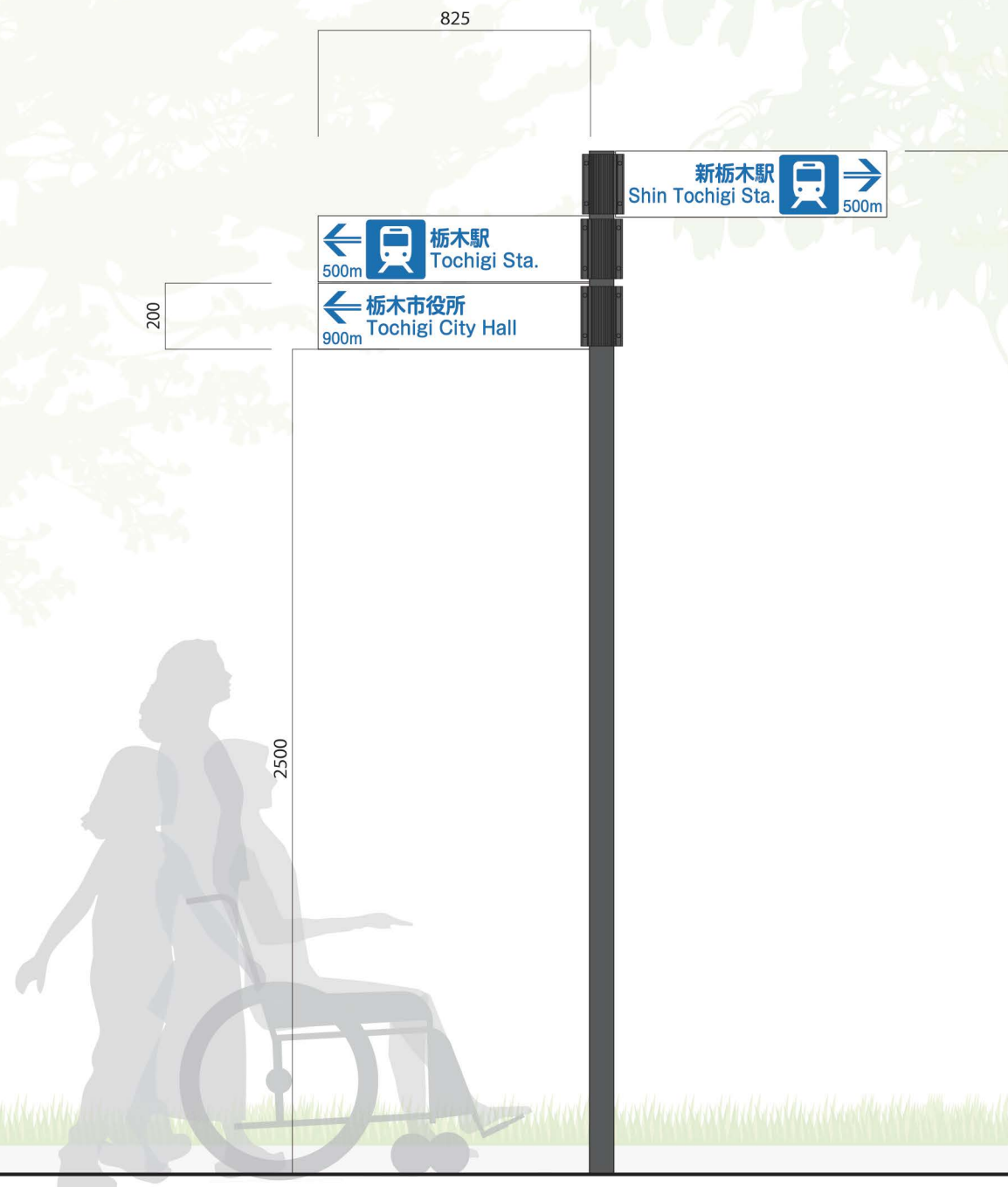
地域案内サイン

本体：アルミ形材
印刷：屋外用フルカラー印刷板

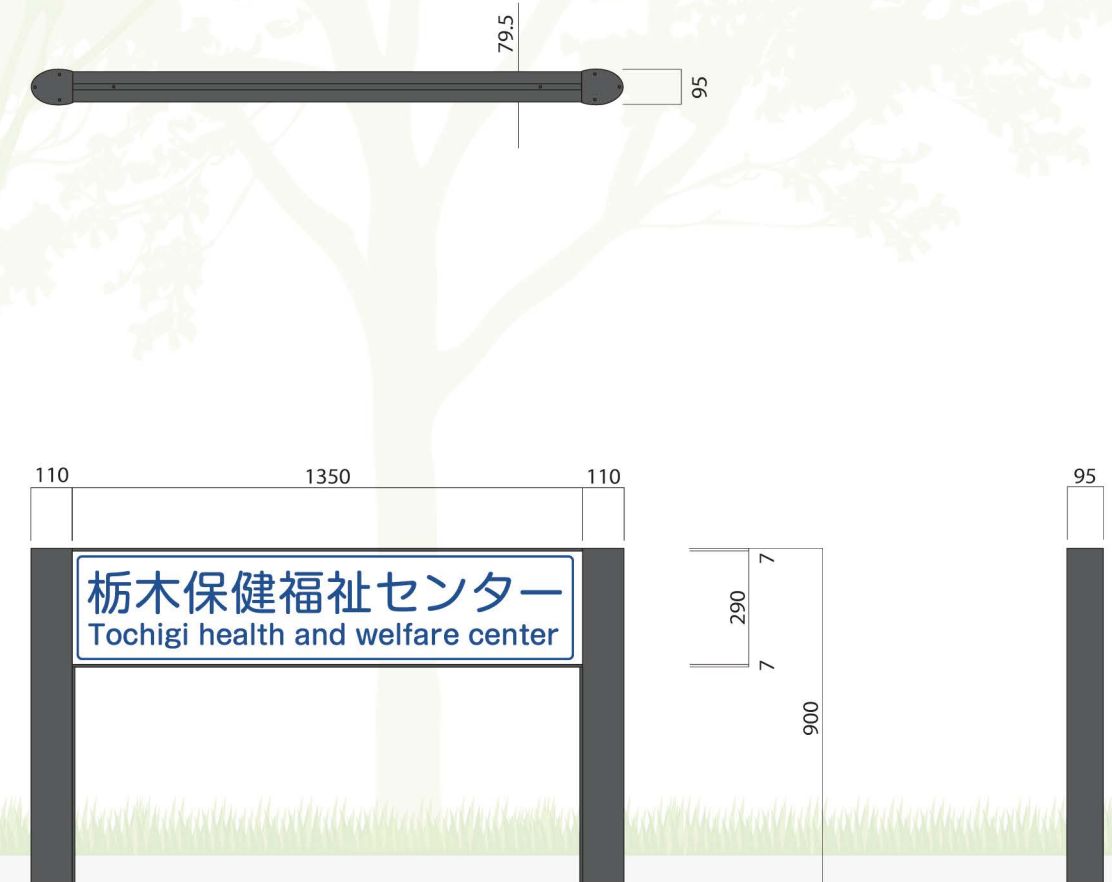


明治期のレンガ造りの
景観にはクラシックな
金属部風のデザインも可能
です

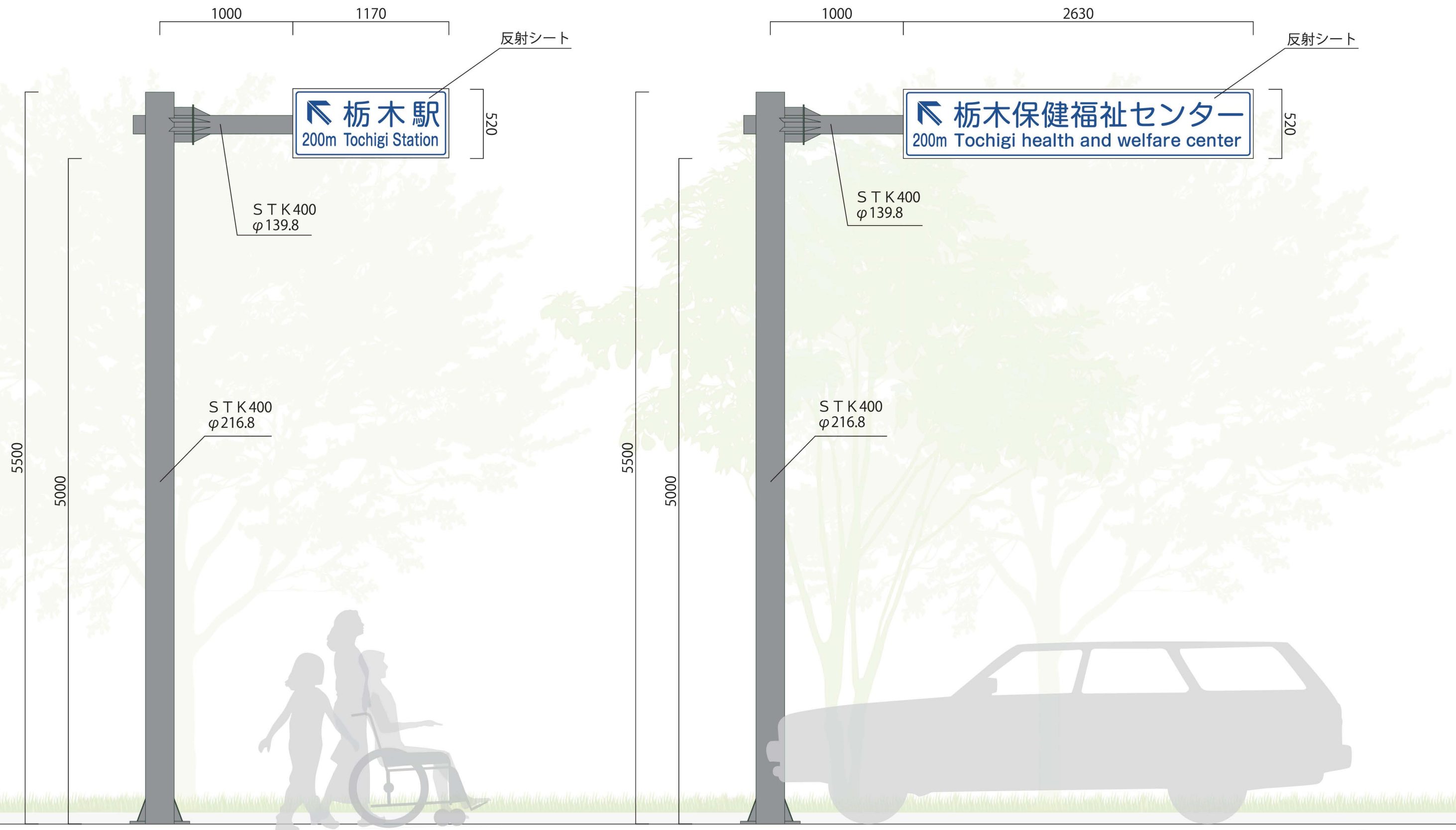
誘導サイン（歩行者系）



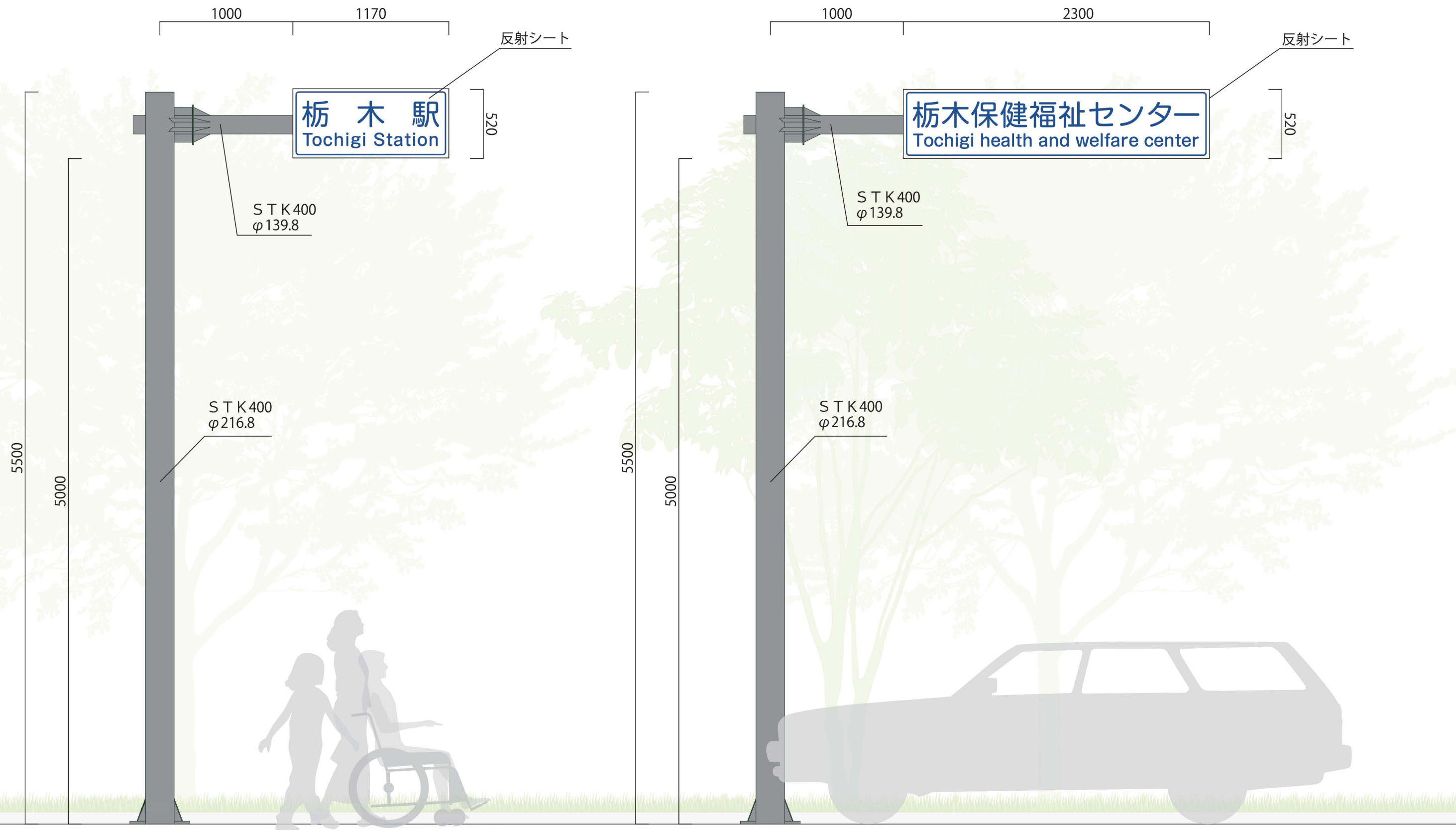
位置サイン（歩行者系）



誘導サイン〔車両系〕



位置サイン [車両系]



参考資料

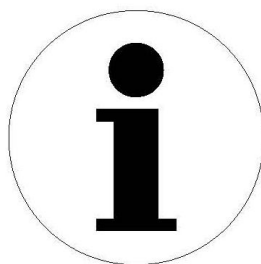
標準案内用図記号……………	53
障がいに関係したピクトグラム ……	61
ISO規格による案内用図記号 ……	62
多言語表記について……………	64
色彩について……………	66

標準案内用図記号

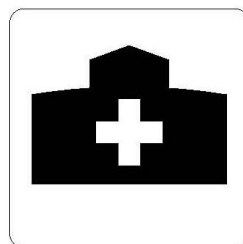
[公共・一般施設]



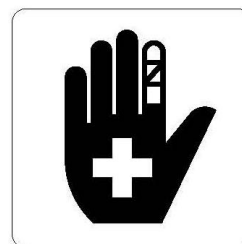
案内所
Question & answer



情報コーナー
Information



病院
Hospital



救護所
First aid



警察
Police



トイレ
Toilets



男子
Men



女子
Women



障害のある人が使える設備
Accessible facility



スロープ
Slope



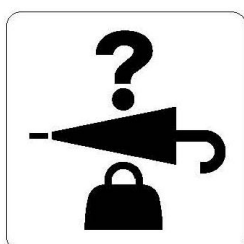
飲料水
Drinking water



喫煙所
Smoking area



チェックイン / 受付
Check-in / Reception



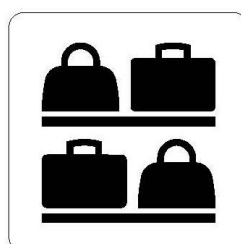
忘れ物取扱所
Lost and found



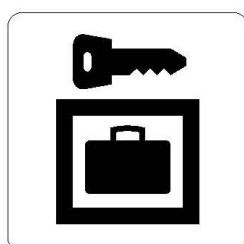
ホテル / 宿泊施設
Hotel / Accommodation



きっぷうりば / 精算所
Tickets / Fare adjustment



手荷物一時預かり所
Baggage storage



コインロッカー
Coin lockers



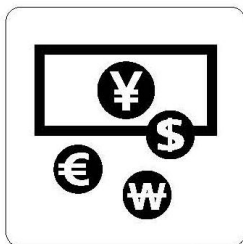
休憩所 / 待合室
Lounge / Waiting room



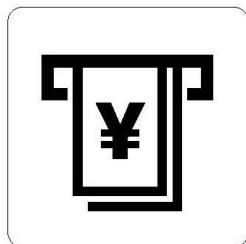
ミーティングポイント
Meeting point

標準案内用図記号

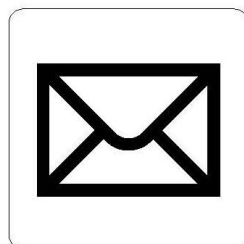
[公共・一般施設]



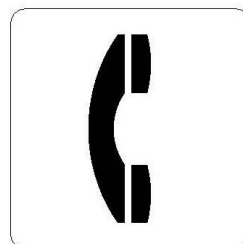
銀行・両替
Bank, money exchange



キャッシュサービス
Cash service



郵便
Post



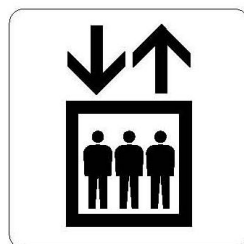
電話
Telephone



ファックス
Fax



カート
Cart



エレベーター
Elevator



エスカレーター
Escalator



階段
Stairs



乳幼児用設備
Nursery



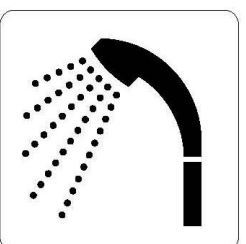
クローク
Cloakroom



更衣室
Dressing room



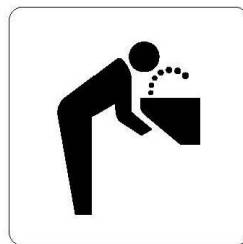
更衣室 (女子)
Dressing room (women)



シャワー
Shower



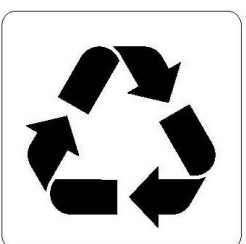
浴室
Bath



水飲み場
Water fountain



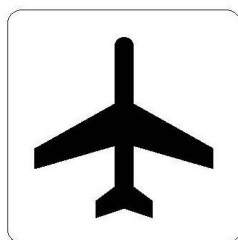
くず入れ
Trash box



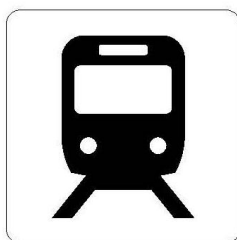
リサイクル品回収施設
Collection facility for the recycling products

標準案内用図記号

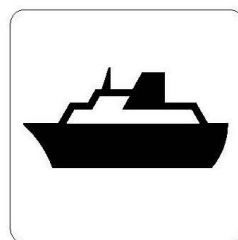
[交通施設]



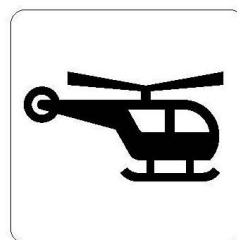
航空機 / 空港
Aircraft / Airport



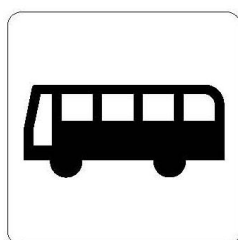
鉄道 / 鉄道駅
Railway / Railway station



船舶 / フェリー / 港
Ship / Ferry / Port



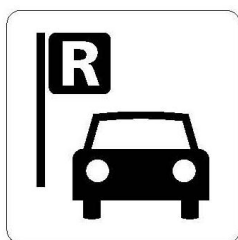
ヘリコプター / ヘリポート
Helicopter / Heliport



バス / バスのりば
Bus / Bus stop



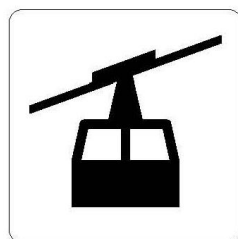
タクシー / タクシーのりば
Taxi / Taxi stop



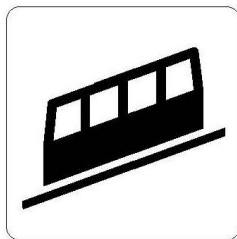
レンタカー
Rent a car



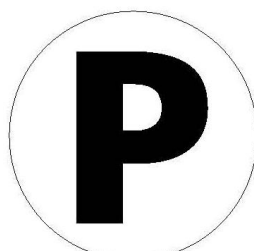
自転車
Bicycle



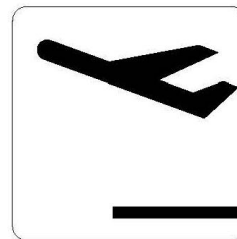
ロープウェイ
Cable car



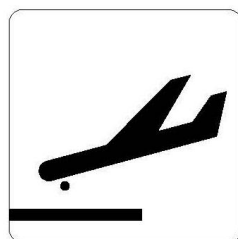
ケーブル鉄道
Cable railway



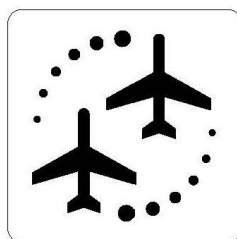
駐車場
Parking



出発
Departures



到着
Arrivals



乗り継ぎ
Connecting flights



手荷物受取所
Baggage claim



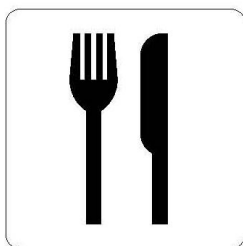
税関 / 荷物検査
Customs / Baggage check



出国手続 / 入国手続 / 検疫 / 書類審査
Immigration / Quarantine / Inspection

標準案内用図記号

[商業施設]



レストラン
Restaurant



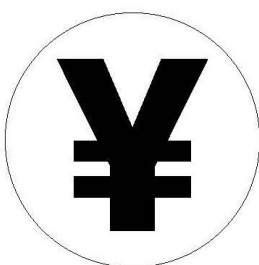
喫茶・軽食
Coffee shop



バー
Bar



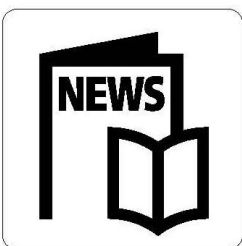
ガソリンスタンド
Gasoline station



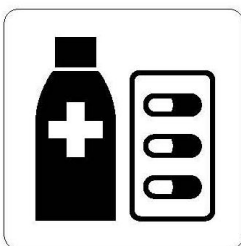
会計
Cashier



店舗 / 売店
Shop



新聞・雑誌
Newspapers, magazines



薬局
Pharmacy



理容 / 美容
Barber / Beauty salon



手荷物宅配
Baggage delivery service

標準案内用図記号

[観光・文化・スポーツ施設]



展望地 / 景勝地
View point



陸上競技場
Athletic stadium



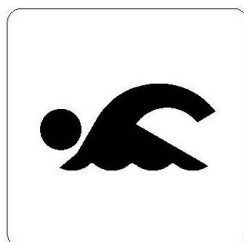
サッカー競技場
Football stadium



野球場
Baseball stadium



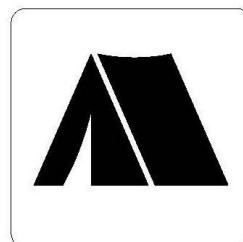
テニスコート
Tennis court



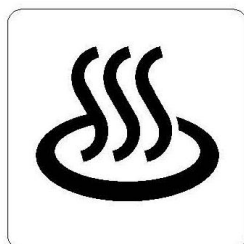
海水浴場 / プール
Swimming place



スキー場
Ski ground



キャンプ場
Camp site



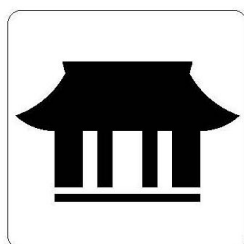
温泉
Hot spring



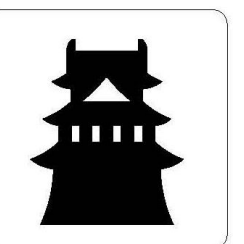
公園
Park



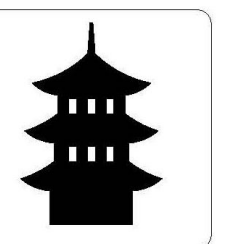
博物館 / 美術館
Museum



歴史建造物
Historical monument



応用例 1
Variants 1



応用例 2
Variants 2

標準案内用図記号

[安全]



消火器
Fire extinguisher



非常電話
Emergency telephone



非常ボタン
Emergency call button



非常口
Emergency exit



広域避難場所
Safety evacuation area

(参考)



自動体外式除細動器
Automated External Defibrillator

[禁止]



一般禁止
General prohibition



禁煙
No smoking



火気厳禁
No open flame



進入禁止
No entry



駐車禁止
No parking



自転車乗り入れ禁止
No bicycles



立入禁止
No admittance



走るな / かけ込み禁止
Do not rush



さわるな
Do not touch



捨てるな
Do not throw rubbish



飲めない
No drinking water



携帯電話使用禁止
Do not use mobile phones

標準案内用図記号

[禁止]



電子機器使用禁止
Do not use electronic devices



撮影禁止
Do not take photographs



フラッシュ撮影禁止
Do not take flash photographs



ベビーカー使用禁止
Do not use prams



遊泳禁止
No swimming

遊泳禁止
No swimming



キャンプ禁止
No camping

キャンプ禁止
No camping



飲食禁止
Do not eat or drink here

飲食禁止
Do not eat or drink here



ペット持ち込み禁止
No uncaged animals

ペット持ち込み禁止
No uncaged animals

[注意]



一般注意
General caution



障害物注意
Caution, obstacles



上り段差注意
Caution, uneven access / up



下り段差注意
Caution, uneven access / down



滑面注意
Caution, slippery surface



転落注意
Caution, drop



天井に注意
Caution, overhead



感電注意
Caution, electricity

標準案内用図記号

[指示]



一般指示
General mandatory



静かに
Quiet please



左側にお立ちください
Please stand on the left



右側にお立ちください
Please stand on the right



二列並び
Line up in twos



一列並び
Line up single file

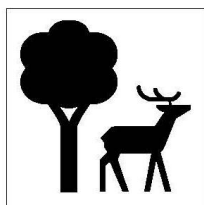


三列並び
Line up in threes

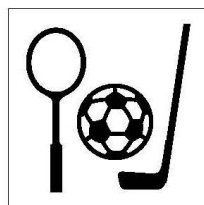


四列並び
Line up in fours

[参考]



自然保護
Nature reserve



スポーツ活動
Sporting activities



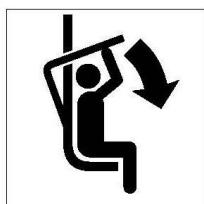
スカッシュコート
Squash court



Tバーリフト
T bar lift



腰掛け式リフト
Chair lift



安全バーを閉める
Close safety bar



安全バーを開ける
Open safety bar



徒歩客は降りる
Get off



スキーの先を上げる
Raise ski tips



スキーヤーは降りる
Skiers have to get off

障がいに関連したピクトグラム



障害者のためのシンボルマーク
(国際マーク)
(財)日本障害者リハビリテーション協会



聴覚障害者シンボルマーク
(国際マーク)
世界ろう連盟



視覚障害者シンボルマーク
(国際マーク)
世界盲人連合



耳マーク(聴覚障害)
(社)全日本難聴者・中途失聴者団体連合会



オストメイトマーク
(社)日本オストミー協会



身体障害者標識
各警察署交通課・県交通安全協会



ハートプラスマーク(内部障害)
内部障害・内部疾患者の暮らしについて考えるハート・プラスの会



ほじょ犬マーク
厚生労働省社会・援護局



聴覚障害者標識
各警察署交通課・県交通安全協会

注意) 栃木市では、人及び人の身体状況を表す場合には「障がい」と表記し、法令や身体障害者手帳等の固有名詞については「障害」と表記しています。

ISO(国際標準化機構)規格による案内用図記号



捨てるな



二列並び



遺失物



三列並び



くず入れ



駐輪場



方向



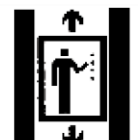
階段



待合室



両替



エレベーター



入口



出口



宿泊



レストラン



浴槽



シャワー



自然保護



手荷物預かり



スポーツ活動



腰掛け式リフト



安全バーを
閉める



安全バーを
開ける



安全バーを
閉める



安全バーを
開ける



スキーの先を
上げる



Tバーリフト



テニス



スナック



切符



腰掛けリフト



腰掛けリフト



四列並び



徒歩客は
降りる



スキーヤーは
降りる

ISO(国際標準化機構)規格による案内用図記号



急傾斜リフト



消火器



航空機



バス



トイレ



男子



女子



男子トイレ



女子トイレ



ガソリン
スタンド



喫煙可



ヘリコプター



ケーブルカー



病院



ケーブル鉄道



ケーブルカー



船舶



電話



タクシー



路面電車



飲料水

多言語表記について

多言語表記については、英語・中国語・ハングルの3言語が代表例となっています。（「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン」平成26年3月、国土交通省観光庁）

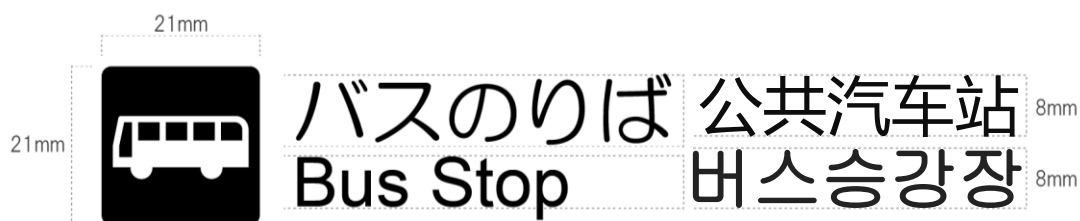
■多言語はゴシックとします。

多言語の書体は、国内で利用できる写真植字の中から、標準的なものを選び、使用します。

栃木市役所	日本語	栃木市政府	中国語
Tochigi City Hall	英語	도치기시청	ハングル

■ピクトグラムと多言語表記

多言語はピクトグラムの大きさの1/2未満でそれぞれ同じ文字高で配置します。



■主要な公共施設の多言語表記

[主要な公共施設 多言語表記例]

施設の種類	日本語	英語	中国語	ハングル
一般施設	市役所(庁舎)	City Hall	市政府	시청
	警察署/交番	Police	警察署	경찰서
	郵便局	Post Office	邮局	우체국
	消防署	Fire Station	消防署	소방서
	案内所	Information	向导中心	안내소
	情報コーナー	Information Counter	信息角	정보 코너
	トイレ	Toilets	洗手间	화장실
	障害のある人が使えるトイレ	Handicap Accessible Toilets	残疾人用洗手间	장애인용 화장실
	病院	Hospital	医院	병원
	保健センター	Public Health Center	保健中心	보건센터
交通施設	鉄道駅	Railway Station	电车站	철도역
	バスのりば	Bus Stop	公共汽车站	버스 승강장
	タクシーのりば	Taxi Stop	出租汽车乘车处	택시 승강장
	駐車場	Parking	停车场	주차장

多言語表記について

施設の種類	日本語	英 語	中国語	ハングル
交通施設	駐輪場	Bicycle Parking	自行车停车场	자전거 주차장
	エレベーター	Elevator	电梯	엘리베이터
	エスカレーター	Escalator	自动扶梯	에스컬레이터
	国道	National Road	国道	국도
	国道〇〇号線	Route 〇〇	国道〇〇号线	국도〇〇선
	県道	Prefectural Road	县道	현도
	県道〇〇号線	Route 〇〇	县道〇〇号线	현도〇〇선
民間施設	銀行	Bank	银行	은행
	百貨店	Department Store	百货商店	백화점
	ホテル	Hotel	宾馆	호텔
教育施設	小学校	Elementary School	小学	초등학교
	中学校	Junior High School	中学	중학교
	高等学校	High School	高中	고등학교
	大学(総合)	University	大学	대학교
	幼稚園	Kindergarten	幼儿园	유치원
文化施設	博物館	Museum	博物馆	박물관
	図書館	Library	图书馆	도서관
	美術館	Art Museum	美术馆	미술관
	ホール	Hall	会堂	홀
	会館	Hall	会馆	회관
	公民館	Community Center	公民馆	공민관
	集会場	Assembly Hall	集会場	집회관
	寺院	Temple	寺院	사원
	神社	Shrine	神社	신사
	文化財	Cultural Assets	文化遗产	문화재
公 園	公園	Park	公园	공원
	スポーツ施設	Sports Facility	体育设施	스포츠 시설
	総合体育館	General Gymnasium	综合体育馆	종합체육관
	野球場	Baseball Stadium	棒球场	야구장
	サッカー場	Soccer Ground	足球场	축구장
	テニスコート	Tennis Court	网球场	테니스장
	プール	Swimming Pool	游泳池	수영장
	眺望点	View Point	眺望点	조망 점
	キャンプ場	Campground	露营地	캠프장
避 難	広域避難場所	Safety Evacuation Area	广域避难场所	광역피난장소

色彩について

■判読しづらい色の組み合わせは使用しないこととします。

下記の配色は明度差(コントラスト)がないため、色を見分けることができない人がいる可能性があります。また、文字が読みにくい、文字が書かれていることに気付かないといった問題も起きます。

[見分けにくい配色(例)]



■判読しやすいよう明度差(コントラスト)の大きい色の組み合わせを使用します。

文字色と背景色に、はっきりとした明度差をつけます。暗い色の背景には明るい色の文字を使用し、明るい色の背景には暗い色の文字を組み合わせます。

[見分けやすい配色(例)]



[より多くの人が見分けやすい色の組み合わせ]

アクセントカラー

JPMA色票 C,M,Y,K値
マンセル値 R,G,B値

文字やサイン等
比較的小さな面
積でも見分けや
すい彩度の高い
色。(9色)

赤		黄色		緑	
	F08-50V* 0,75,95,0 8.75R5/12 255,40,0		F27-85V* 0,0,100,0 7.5Y8.5/12 250,245,0		F47-60T* 75,0,65,0 7.5G6/10 53,161,107
青		空色		ピンク	
	F77-40V 100,45,0,0 7.5PB4/12 0,65,255		F69-70P* 55,0,0,0 7.5Y8.5/12 250,245,0		F02-70T 0,55,35,0 2.5R7/10 255,153,160
オレンジ		紫		茶	
	F15-65X 0,45,100,0 5YR6.5/14 255,153,0		F89-40T 30,95,0,0 10P4/10 154,0,121		F09-30L 55,90,100,0 10R3/6 102,51,0

ベースカラー

JPMA色票 C,M,Y,K値
マンセル値 R,G,B値

案内図や地図
の塗り分け等、
広い面積に用
いる明度が高く
彩度の低い
色。
(7色+代替色)

明るい ピンク		クリーム		明るい 黄 緑	
	F05-80L 0,25,15,0 5R8/6 255,209,209		F25-90H* 0,0,40,0 5Y9/4 255,255,153		F32-80P 25,0,80,0 2.5GY8/8 203,242,100
ベージュ		明るい 緑		明るい 紫	
	F19-75L 0,25,45,0 10YR7.5/6 237,197,143		F19-75L 0,25,45,0 10YR7.5/6 237,197,143		F82-70H* 25,30,0,0 2.5P7/4 199,178,222
明るい 空 色		代替黄		代替緑	
	F69-80H 30,0,0,0 10B8/4 180,235,250		E27-90P 7.5Y9/8		E45-60L 5G6/6

無彩色

			
EN93 0,0,0,0 N 9.3 255,255,255	F75-80B 15,10,10,0 5PB8/1 200,200,203	F75-50D 18,10,0,55 5PB 5/2 127,135,143	EN-15 50,50,50,100 N1.5 0,0,0

出典:「色覚の多様性に配慮した案内サイン図表等用のカラーユニバーサルデザイン推奨配色セット」

関係法令等

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令	71
道路構造令	72
道路標識設置基準・同解説	73
公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン	74
高齢者・障害者配慮設計指針	75
附属物(標識、照明施設等)点検要領	76

関連法令等

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令

(昭和35年12月17日総理府・建設省令第3号)

(最終改正:平成26年5月26日内閣府・国土交通省令第4号)

第一章 道路標識

第二条 (種類等)

道路標識の種類、設置場所等は、別表第一のとおりとする。

第三条 (様式)

道路標識の様式は、別表第二のとおりとする。

別表第一			別表第二
種類	番号	設置場所	
市町村	-101	市町村境界の道路（高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第四条第一項に規定する高速自動車国道及び道路法第四十八条の四に規定する自動車専用道路で当該自動車専用道路と同法四十八条の三に規定する道路等との交差の方式が立体交差であるもの（以下「高速道路等」という。）を除く。）の左側の路端（歩道、自転車道又は自転車歩行者道を有する道路にあっては、歩道、自転車道又は自転車歩行者道の車道側。以下同じ。）、車道の上方又は中央分離帯	
都府県	(102-A)	都府県境界の道路（高速道路等を除く。）の左側の路端、車道の上方又は中央分離帯	
方面、方向及び道路の通称名の予告	(108の3)	高速道路等以外の道路の交差点の手前三百メートル以内の地点における左側の路端、車道の上方又は中央分離帯	
国道番号	(118-A)	設置を必要とする地点における左側の路端、車道の上方、中央分離帯又は交通島	
都道府県道番号	(118の2-A)	設置を必要とする地点における左側の路端、車道の上方、中央分離帯又は交通島	

関連法令等

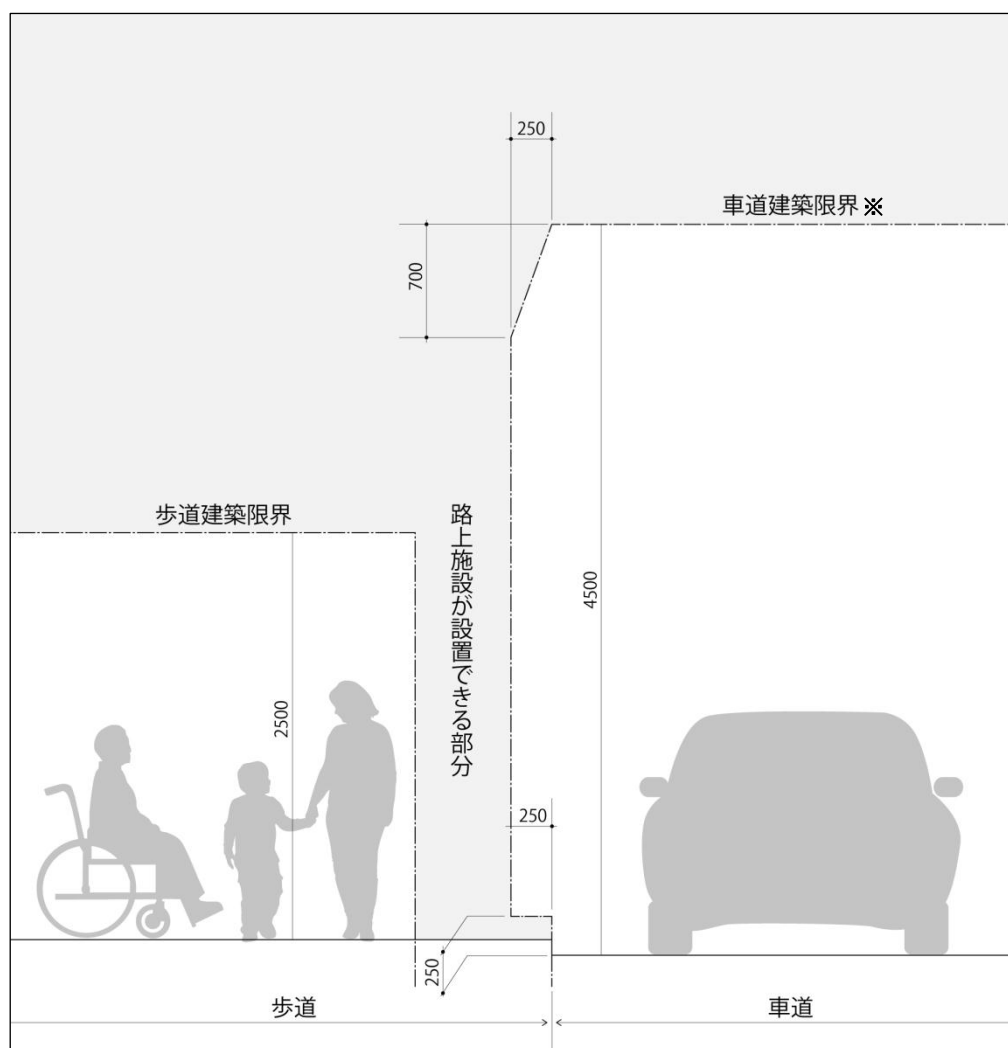
道路構造令

(昭和45年10月29日政令第320号)

(最終改正:平成23年12月26日政令第424号)

第十二条

建築限界は、車道にあっては第一図、歩道及び自転車道又は自転車歩行者道（以下「自転車道等」という。）にあっては第二図に示すところによるものとする。



※道路には建築限界というものがあり、車道の上方には路面から4.5m以上の空間を確保しなければなりません。このため、車道の上方に表示板が設置される片持式、門型式の標識などは、施工の誤差、板のゆれ、舗装の打換えなどに対する余裕を50cm考え、5.0mを標準とし、少なくとも4.7m以上確保するようにしています。(国土交通省「道路技術基準・道路標識(道路標識の設置方法)」より)

関連法令等

道路標識設置基準・同解説

(昭和62年1月 社団法人日本道路協会)

3-1-3 標示板・文字の寸法等

標示板の寸法及び文字・記号等の大きさ、形、色は、標識令に基づくものとし、標示板・文字等の拡大率は、交通が安全かつ円滑に走行できるよう、道路標識の種類と道路及び交通の状況を考慮のうえ、適切に決定するものとする。

i) 漢字の大きさ

設計速度	和文の文字高
70km/h以上	30 c m (基準値)
40、50、60km/h	20 c m (基準値)
30km/h	10 c m (基準値)

ii) ローマ字の大きさ

大文字—漢字の大きさの1/2

(小文字は大文字の3/4程度である。)

関連法令等

公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン（バリアフリー整備ガイドライン（旅客施設編））

（平成19年7月 国土交通省）

参考2-3：文字の大きさの選択の目安

- ・ 遠くから視認する吊下型等の誘導サインや位置サインなどは20m以上、近くから視認する自立型や壁付型等の案内サインなどは4～5m以下、案内サインの見出しなどは10m程度に視距離を設定することが一般的である。
- ・ 下表は、前記の想定のもとに各々の視距離から判読できるために通常有効な文字の大きさを示している。
- ・ 遠距離視認用の大きな文字を壁付型などで視点の高さに掲出すれば、弱視者にとっては接近視できるので読みやすい。

視距離	和文文字高	英文文字高
30mの場合	120mm以上	90mm以上
20mの場合	80mm以上	60mm以上
10mの場合	40mm以上	30mm以上
4～5mの場合	20mm以上	15mm以上
1～2mの場合	9mm以上	7mm以上

- ・ なお、文字高とは、日本字では指定書体の「木」の高さを、アルファベットでは指定書体の「E」の高さをいう。



関連法令等

高齢者・障害者配慮設計指針-触知案内図の情報内容及び形状並びにその表示方法
(平成19年3月20日制定 日本工業標準調査会)

4 触知案内図上に表示する情報内容

4.2 情報項目の原則

- a) 触知案内図に表示する情報は、触読性を考慮し、視覚障害者に安全で円滑な移動を支援する情報項目を優先して表示することが望ましい。
- c) 触知案内図には、墨字を併記することができる。
- d) 製造年月日及び問合せ先を記載することが望ましい。

5 触知案内図の形状

5.1 大きさ

一つの触知案内図全体の寸法は、横幅1,000mm以内、縦幅600mm以内とすることが望ましい。

5.3 触知案内図の向き

- a) 設置形の場合、利用者が触知案内図に向き合って触読する時の正面方向が、触知図形では上側になるように表示する。

6 表示方法に関する要求事項

6.9 点字の寸法及び形状

- a) JIS T 0921に規定する寸法及び形状とする。

8 触知案内図に用いる材料

- a) 触読性が良好で、指先を傷つけない表面形状になるものとする。
- b) 長期間の使用によって、著しい劣化及び破損しないものとする。
- c) 外的熱環境が原因となって、手指で触れられないほどの高温又は低温にならないものとする。

関連法令等

附属物(標識、照明施設等)点検要領

(平成26年6月 国土交通省 道路局 国道・防災課)

7. 点検の頻度

(1) 通常点検

道路の通常巡回を行う際に実施する。

(2) 初期点検

設置後又は仕様変更後概ね1年を目処に行う。

(3) 定期点検

定期点検の頻度は、表7-1に示す通りとする。

表7-1 定期点検の頻度

付属施設の種類	詳細点検	中間点検
門型標識等	5年に1回の頻度で実施することを基本とする	必要に応じて
門型以外の標識等	10年に1回の頻度で実施することを基本とする	詳細点検を補完するため、中間的な時期を目処に行う

(4) 異常時点検

点検が必要とされる附属物を対象に、地震、台風、集中豪雨、豪雪などの異常時に必要に応じて点検を行う。

(5) 特定の点検計画に基づく点検

個別に点検計画が作成された附属物を対象に、点検計画で定めた頻度により点検を行う。

8. 点検の項目及び方法

(1) 通常点検

全附属物を対象に、通常巡回時に、パトロール車内から目視で、揺れ、変形、その他の異常の有無を点検する。さらに、詳細に観察する必要がある場合には、下車して確認する。また、道路利用者、沿道住民から揺れ、変形、その他の異常について通報のあったものについても、下車して確認するものとする。

確認中に揺れ、変形、その他の異常を認めた場合には、当該附属物について、定期点検と同様の方法で点検を実施する。

(2) 初期点検

点検項目は、表8-1を標準とする。なお、点検部位は図-解8-3～12を参考にするとよい。

点検方法は、外観目視を基本とする。ただし、高所など目視が困難な部位に対しては、適宜伸縮支柱付きカメラ（付録-2参照）などを用い、確認を行うものとする。なお、ボルト部のゆるみ等については、合いマークのように簡易に外観から確認できる手法が施されていることを前提とし、そうでない場合は近接して状態の把握を行うものとする。この際、以後の点検の効率化のため、点検に併せて合いマークを施すものとする。

(3) 定期点検

① 詳細点検

点検項目は、表8-1、表8-2 を標準とする。なお、点検部位は図-解8-3～12 を参考にするとよい。

点検方法は、以下に示す近接目視及び詳細調査によるものとする。

(a) 近接目視

所定の部位に対して点検用資機材を併用して近接目視を行う。必要に応じて、触診や打音等を併用して行う。

(b) 詳細調査

近接目視の結果などから必要に応じて実施する調査で、超音波パルス反射法による残存板厚調査、き裂探傷試験、路面境界部の掘削を伴う目視点検がある。

② 中間点検

点検項目は、表8-1、表8-2を標準とする。なお、点検部位は図-解8-3～12を参考にするとよい。

点検方法は、外観目視を基本とする。ただし、高所など目視が困難な部位に対しては、適宜伸縮支柱付きカメラ（付録-2参照）などを用い、全部位の確認を行うものとする。なお、ボルト部のゆるみ等については、合いマークのように簡易に外観から確認できる手法が施されていることを前提とし、そうでない場合は近接してゆるみ等の有無の確認を行うものとする。この際、以後の点検の効率化のため、点検に併せて合いマークを施すものとする。

(4) 異常時点検

点検が必要とされる附属物を対象に、地震、台風、集中豪雨、豪雪などの異常時に必要に応じて点検を行う。

(5) 特定の点検計画に基づく点検

個別に点検計画が作成された附属物を対象に、点検計画で定めた項目、方法等により点検を行う。



来で・観で・住んで

ホッと

あったか“とちぎ”

栃木市公共サインガイドライン

発行日 平成 27 年 3 月

編集・発行 栃木市 都市整備部 都市計画課

〒328-8686 栃木市万町 9-25

TEL 0282-21-2432